

幼 児 の 教 育

第四十八卷

第二・三號

特集
日本保育學會第一回大會研究發表



日 本 幼 稚 園 協 會

最新な企畫の新製品
紙芝居

作者・西山敏夫
繪畫・澤井一三郎

みみちゃんとおおかみ

B4判・5色刷・十六枚・用紙二二〇所
定價二二〇圓・送料三〇圓

兎のみみちゃんの勇氣と機轉によつて森の意地わるの狼が改心して、みんなと仲よしになるといふお芝居。

作者・柴田民三
繪畫・藤澤龍夫

どの子がいゝ子

B4判・5色刷・十六枚・用紙二二〇所
定價二二〇圓・送料三〇圓

熊のおじさんが貯めたおいしい蜂蜜はだれが貰つたでせう。色々な動物のお話が出てくるおもしろいお芝居。

N・R・A 指人形

(ギニョール)

美木箱入

指人形劇のやり方と作り方

小冊子つき

定價五百五十圓
送料五十圓

お馴染の指人形です。N・R・A美術製作所による良心的製品です。種目は桃太郎、鬼、猿、犬、キチ、花咲爺、殿様、一寸法師、お姫様、舌切雀、おばあさん。

好評童話と繪本

作 小川未明
装幀挿畫・立野玲子

おうまのゆめ

B6判・二二〇頁・美裝・定價八〇圓・送料二〇圓

作 奈街三郎
装幀挿畫・山崎達夫

つきよのうみ

B6判・二二〇頁・美裝・定價八〇圓・送料二〇圓

いづれも幼児の生活をそのまゝあつかつた小川・奈街兩先生の情味あふるゝ大作です。お母様方がすゝんでお子様方にあたえられる童話、そしてキットお子様方によるこぼれる童話です。

企畫文・南江治郎 繪・澤井一三郎

こがねのりんご

B5判・6色刷・二〇頁・定價四五圓・送料五圓

二十の扉と話の泉を詩と繪畫によつてお子様に理解して頂かうとつくつた推理繪本。

文・佐藤義美 繪・中村幸子

ごしきのたま

B5判・6色刷・二〇頁・定價四〇圓・送料五圓

幼稚園お話集でおなじみの「五色の玉」の話を繪本にした外國の繪本にも負けない豪華繪本です。

發行所

東京都千代田區神田
神保町二丁目四番地

株式會社

フレール館

東京座口振替
番一六四〇九

目次

特集・日本保育學會第一回大會研究發表

日時・昭和二十二年十一月二十一日午前九時半
場所・東京女子高等師範學校附屬幼稚園

幼兒學校における両親教育	愛育研究所	村山貞雄	(2)
小兒期に於ける急性傳染病の罹病時期・罹病年齢について	日本女子大學兒童研究所	長竹正春	(5)
幼兒と繪畫	東京高等保育學校	久保貞次	(7)
幼兒の『時』の觀念と童話について	愛育研究所	内山憲尙	(11)
幼兒の睡眠の實際について	愛育研究所	平井信義	(16)
年少兒保育の方法的問題	愛育研究所	竹田俊雄	(19)
「保育要領」批判	東京都兒童課	鈴木とく	(23)
都市と農村兒童の性格發達の研究	奈良女子高等師範學校	小川正通	(32)
保母の問題	日本女子大兒童研究所	兒玉省	(36)
女學生の保母觀	厚生省保育課	副島ハマ	(39)
シンポジウム 幼兒の教育年齢の問題	愛育研究所	森脇要	(52)
		(倉橋・三木・吉見 山下・齋藤・城戸)	(55)

記録

- 日本保育學會記事
- 日本保育學會會則
- 總司令部ナイデイ女史のメッセーヂ
- 日本保育學會からアメリカ兒童教育協會へのメッセーヂ
- 會から

幼児學校における兩親教育

村山貞雄

この發表では、幼稚園と保育所の總稱語として幼児學校とゆう言葉を使いたく思う。インフアント・スクール (infant school) の譯語として幼児學校とゆう言葉があるが、この種の學校は、我が國では實際に行われておらないからこの言葉を使う事にした。

私がここで發表したい事は、幼児學校における兩親教育を學問的に打ち建てようとする場合、その研究對象のうち、教育方法論に關するものに、現在缺點があるとゆう事と、この方法に關する部門の研究を向上させる端緒を得る仕方についてである。

幼児學校における兩親教育の研究の第一は、兩親教育の價值論に關する考察である。この研究は、(一)兩親教育の價值に關する考察を土臺とし、(二)幼児の兩親教育の重要性、(三)幼児學校における兩親教育の重要性とゆうように思索が展開せられ、更に(四)我が國の幼児學校における兩親教育の價值やその地域の幼児學校における兩親教育の價值など

の特殊性まで考えられねばならぬ。

この文脈は、研究の態度が感情的に肯定論の上に立つ事が多いとゆう缺點があるが、我が國では中世以來發達しており、そのために外國に劣らない文献も現れている。このようにすでに土臺ができているために兩親教育の價值論をたてる事はらくである。

幼児學校の兩親教育における研究對稱として、第二に、兩親教育の理想及び目的に關するものと、その目的が展開せられた内容に關する一聯の文脈が存在する。

即ち、兩親教育の目標として、

- 一、社會人としての兩親の資質
 - 二、家庭人としての兩親の資質
 - 三、青兒者としての兩親の資質
- があり、特に第三の育兒に關するものが、幼児學校における兩親教育學の内容として擴大せられてくる。更に、この目標を、教育客體である兩親の調査や間接客體である幼兒の姿態から考察して、教育内容を決定しなければならぬ。

これらの内容のうち、どれが大切でどれがあまり大切でないか、とゆうよりは輕重に關する研究は殆ど進んでおらないが、この點を除くと育児の内容に關する研究は最も進んでおり、兩親教育學におけるこの部門の建設は、すでに壁をぬり窓をつけるとうやうところまでできている。ある人の如きは、兩親教育學とゆう名稱で、兩親教育の内容、特に兩親教育の育児に關する内容のみをとらえてゐる状態である。

幼児學校における兩親教育の研究の對稱として、第三に、教育の方法に關する文脈が存在し、兩親教育學を建設するためには、どうしてもこの部門の系統的な研究を必要とする。しかして、この文脈は基礎研究として、教育主體である教師と教育客體である兩親に關する考察を含む。即ち、先ず教育の對稱である兩親の心理状態や社會状態、例えば、心理的には育児に熱心で兩親教育に出席したく思うが、家事におわれるために出席できないとゆうような兩親の條件に關する考察が必要であり、次いで、教育の主體である教師の能力とひま、即ち資格や現狀に關する研究が必要である。この兩者の研究を基礎として、その上に(一)教育法(二)教育形式や(三)教育材料の用い方が研究せられねばならない。教育法とは學校教育の教授法に當る部門で、例えば母親指導の時に子供を傍においておく事の可否に關する問題などである。教育形式とゆうのはカリキュラムの事であり、例えば、次の圖表のような例である。これらはなお學習教育法面接教育法體

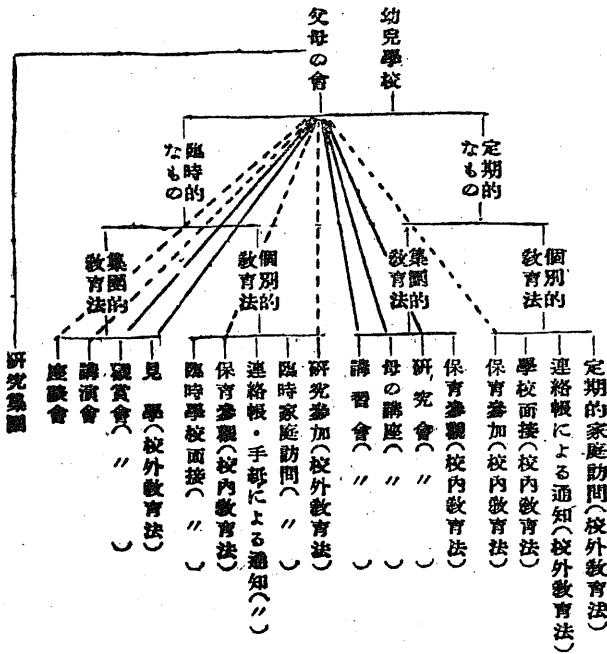
驗的教育法などに分類せられる。又教育材料とは表の下に書いてあるような例、例えば、パンフレットをいかに用いるかどゆう問題の如きものである。

この方法論に關するものは、以上述べた兩親教育學の部門のうち最も進んでおらず、兩親教育學を打ち建てようとする場合その土ならしさえ行われておらない状態で、最も大きな弱點をなつてゐる。

この原因としては、第一に、兩親教育の基礎學である社會教育學が我が國では進んでいないために、基礎的研究が行われておらぬ事があげられる。このように云うと、この缺點は前述の價值や内容に關する研究においても同様に現われるのではないかとゆう疑問がおこるが、價值論や内容論は、基礎學として家庭教育學を要求する事が大きいのに對して、方法論は社會教育學を要求してゐるところに相違があり、我が國では家庭教育學が非常に進み社會教育學が進んでおらない事がこの原因となつてゐる。したがつて今後、この部面を建設するためには、社會教育及び社會教育學を進めると共に、社會教育學のすでに進んだ歐米の研究を參考とする事が條件として考えられる。

幼児學校の兩親教育における方法論の端緒が得られない原因の第二として、現在兩親教育の形式が科學的に思索せられぬ結果系統的に分類せられず、又、研究の對稱の場となる幼児學校で兩親教育が臨期的に時的に行われ、一學年を通じて計畫的に行われておらない事があげられる。

幼児學校における教育方法の形式と材料の表



小	無	小	/	中	中	/	小	大	大	小	大	中	大	中	/	小	書	物
大	中	大	/	大	大	/	大	中	大	大	中	大	大	大	/	大	パンフレット	
大	中	大	大	大	大	/	大	小	大	大	小	大	小	大	/	大	リーフレット	
小	大	/	/	中	中	/	無	大	無	中	無	中	/	/		掛	圖	
無	小	/	/	中	無	/	大	小	大	中	小	無	無	中	/	中	カレンダー	

即ち、各形式が科學的に考察し分類せられると、これらの分類を通して各系統の長所と短所を考察するいとぐちが得ら

れ、この特徴を理解する事によつて、幼児學校で各々の特徴を巧みに組み合わせ、系統的にこれらの形式を配列する事ができるようになる。すると教育形式を實際保育に計畫的に配列し、學年の初めからカリキュラムとして作制する事が可能になつてくる。例えば、校内で行う講演會は集團教育法及び校内教育法としての特徴を持つとして隔月におこなう事を決定した場合、集團教育法の缺點として個人差を無視し注

入的になりやすいから、そのあとで質問の時間をもうける他、個別教育法、例えば面接教育法を絶えず問にはさんだり、自發的な研究參加や保育參加を利用したり、又校内教育法からオミットせられる家事にいそがしい一部の母親に対しては、有力な校外教育法である臨時家庭訪問を強化する如きである。

又このように幼児學校で學年の初めから計畫的に兩親教育が行われる事によつて、(十頁へ續く)

小兒期に於ける急性傳染病の

罹病時期と罹病年齢について

長 竹 正 春
大 森 晶 子

幼兒の性格や文化についての研究は、相當進んでいる様であるが、身體に關する研究は、左程研究に専念されていない現状の様に感ぜられる。

幼兒の身體に障礙を起し易い大きな原因の一つとして急性傳染病があげられる。公衆衛生が未だ餘り發達していない今日、我が國の幼兒達は、この急性傳染病の脅威を受けていると云わねばならない。幼兒を指導し、これを取扱う人達にとつては、この急性傳染病の一つ一つが、どの位の年齢に多く、又一年の中で、どんな時期に、その流行を見る事が多いかを知つてゐる事は、これを豫防する上に、誠に意義深いものと思われるのである。

従來、發表されている急性傳染病の中、所謂、非法定傳染病の統計をみると、小學校兒童を對象として爲されたものが多い。

小學校を對象にしたものを基準にして統計を取ると、その

既往症の調査について、多少問題が残ると思われる。その一つは、記憶に基づくものであつて、記憶の不正確さという點があげられると思う。他の一つは、六年生の既往症においては、乳幼兒期の他に一年生時代から五年生時代迄のものが入るのに、三年生の既往症においては、僅かに、その一年及び二年生時代の既往症が含まれるに過ぎない。従つて、學級の下になる程、その既往症の密度が大きいという不平等な點があげられるのである。

私達は、秋田、鈴木、岸、三人の協力を得て、昭和四年から、十九年迄の間に、東京警察病院の小兒科を訪れた外來患者五萬六千人餘りの中から、百日咳、麻疹、赤痢、水痘、猩紅熱、デフテリア、及び腸チフスの患兒五千餘名について、罹病年齢、罹病時期を調べて、みたので、その結果を簡單に御報告申し上げる事とする。

總體的にみると、百日咳が一番多く、これに次いで、麻

疹、赤痢、水痘、猩紅熱、デフテリヤ、及び腸チフスの順になつて居る。

これらの傳染病を、それらの病氣毎に度数分布と百分率にして、罹病年令をしらべて見ると、これらの病氣の中、百日咳は、大體滿二年迄の子供に多く、その後、漸時減少する傾向を見せて居る。麻疹と水痘は、滿一年から二年迄の子供に多く、その後漸時減少している。赤痢とデフテリヤは滿二年から三年迄の間が最高を示し、猩紅熱は、滿四年から五年の間が最高となつて居る。チフスは確定的な事は申せないが、年令が長するに従つて多い様に思われる。

この罹病年令に差がある主な理由としては、それらの傳染病によつて、先天性免疫の程度が、違ふという事が擧げられると思う。例へば麻疹に對する免疫體の方が、百日咳に對する免疫體よりも生後長い間、發病を免れる事が出来る位で、各月毎に、度数分布と百分率を見ると、百日咳は七月、麻疹は五月、赤痢は七月から九月、水痘は一月、猩紅熱は五月と十月、デフテリヤは十一月、腸チフスは、先づ八月が最も多い様に見受けられる。

この罹病時期に差がある主な理由としては、それらの病原菌が力を得るのに適當な環境と身體の條件の不利、例へば夏は胃や腸、冬は鼻や咽喉が悪くなり易いという様な事が、考へられる。

罹病年令については、外國でも、大體同様な結果が出て居る

が、罹病時期については、我が國の報告に於ても多少食い違ひがあるばかりではなく、時ならぬ時期に流行を見る事もある。

この罹病年令からみると、他のこれらの急性傳染病が、乳幼児に多い事は、これらの年令の子供を取扱う人達に取つて、殊更、關心を深める必要があると考へられると同時に、この急性傳染病が、どういつ時期に多く發生するかを知つて、その流行期を迎える前に、適當な豫防措置を講ずれば、幾多の幼児を、その禍いから救う事が出来るかと考へる。

豫防措置としては、體力を増強したり、傳染徑路に氣をつける他に、デフテリヤや、猩紅熱に對しては、アナトキシン、赤痢、腸チフス、百日咳に對しては、ワクチンを流行期を迎える一、二ヶ月以前に豫防接種しておくのが好いと思う。麻疹や水痘に就いては、色々、研究されて居るが、未だ確定的なものはない。アナトキシンやワクチンにしても、これを接種すれば決して罹らないで済むというものでもないが、豫防接種をしてこれらの病氣に關心を持たせる事が、より大切かと考へられる。

以上誠に、小さな調査ではあるが、幼児の幸福な生活の爲に努力していただける皆様方に、私共の立場からの一面を御報告申し上げて、御批判と御考慮を乞おうと考へた次第である。

(十五頁より) られていた傾があつた、もつと眞劍な態度でとり上げて、眞に幼児の魂の糧とすることを心から祈る次第である。

幼 兒 と 繪 畫

久 保 貞 次 郎

こゝに滿五歳になる一人の子の繪が五枚ある。これは家だが、家に足がありまた腕が兩方に出ている。なかには八本も足があるのがある。またこちらの屋根についているものは何かとたずねたら、リボンだそうである。このように子供が家を擬人化している繪をみて諸君は何というだろうか。諸君の毎日接している子供達のなかにもこういう繪をかく子供はいる筈である。別に珍しい繪ではない。ところで問題は、この手のある家と、手のない家と比べてどちらがよいかという評價については、どう考へるべきか。家に手のない方が、手のある方よりも知能が進んでいる證據であるから、手のない家の繪の方がよいと斷言できるであらうか。

私は幼兒の繪畫をみて、一方より片方の方がのぞましい、或はりつばだという評價は、幼兒の心理を充分考察した上でなければならぬと思う。ふつう滿二、三歳から七歳頃までの幼兒の精神段階を「空想の時代」とよぶ。「空想の時代」についてはかの天才ホオマア・レインの獨創的研究によつて、世界ははじめ、最も明らかにその意義を知つたといえるだろう。即ちそれまで赤坊であつた子供が、自分の意志以

外にまだ他人の意志というものが存在する、自分の肉體の制限外に自分の自由な活動を制限するものがあるのを、生れて二、三年たつて初めて知るようになる。そこで子供は大人の世界というものがあることを無意識ながら意識する。そして子供の個性が殆ど問題とされない大人という巨人達の世界で、小さくてとるにたりない子供の位置を償うために、子供は空想を用いるのだ。どの子供も自分の周圍が宇宙の大きないうことをきかない物や人にみちていて、子供はその間にあつて劣等感を持たざるを得ない。そこで子供は空想によつてこの状態を逆にし、以前小さく弱かつたのに今や大きく強くなることができるのだ。何故なら子供が空想を振えよこの世界は従順ないうことをきくものになり、人も物も命令した通りのことをするのだから。そして子供には眞實とうそとの間に何等ハッキリした境界がない。空想の時代には神様も含めて全宇宙が子供の望みに應じてどんな形にもなる。この時代には空想の力をもちて遊び特に人形遊びをする。また幻想、夢想にふける。

○ この「空想の時代」に子供達がどんな風に人形を取扱うかを見れば、われわれは空想が子供にどんなよい影響を與えるかがわかる。大人は子供にとつて大きすぎ手にあわない。ところが人形は子供の云う通りのことをし、命令された時に御飯を食べる。人形は寢床につかざたり、風呂に入れてみたりすることができ、口答えなどせず萬事強大な主人を尊敬し、自分の地位を心得ている。私が一九三九年ロンドンにいた時、小便をする人形を賣つていたのを見たことがある。こういう人形を使えば子供は思いのままの時に、人形に小便をさせることさえできる。子供はこのように人形を用いて自分の思うままになる環境をつくることができるのだ。また人形はもつと別の魅力がある。というのは子供達は空想を振りさえずれば、人形に自分達がやつてはいけないことさえも自由にやらせることができるのだから。例えば人形は食事と食事の間に菓子を食べることも、一旦寢床にはいつてから、またとび起きてそこいらを歩き廻ることもできる。また雨が降るのに戸外にいることもできる。こんな具合に人形の所有者は強大で優越しており、精神の大きさによつて充分體の小ささを償うことができるのだ。このタイプの空想によつて子供達は得意と幸福と力とを得ることがができる。

しかし「空想の時代」とは子供が空想ばかりしている時代、或は空想ばかりしてあるべき時代という意味ではない。

それは空想が初めて生れる時代である。空想が唯一の子供の心に働く動機であるというのでなく、主要なる行動の源泉になるという意味である。しかもこの時代に子供がいだくいろいろな空想を充分娛しませないならば、子供ののびようとする精神は傷いてしまい、幼児が少年少女になり、また大人になる。即ち「空想の時代」がすぎ去つて、次の鬭争の時代即ち「自己主張の時代」を経て、「協同の時代」「忠實の時代」に達し、やがて成人となる各時代、いつも幼兒的空想がつきまとい、新しい時代の慾望を充分に發揮しようとする衝動が弱められてしまうのである。

○ 「空想の時代」は非現實が事實にはじめてつけ加えられる時代である。即ち箒の柄は、飛行の翼であり、軍馬にもなる。ボオル紙の王冠は王様のあらゆるきらびやかさを備えている。又きたない暗いおしいれは洞窟になり、テブルの上は山の頂きである。お伽話はほんとうのことであり、人形は話をし、歩き、食べ、又話しかけることもできる、これ等のことは子供にとつて健全な心理的理由があるのだ。即ちこのような空想は、餘り大きすぎ子供の自由にならない世界で、子供のひげ目を償うのである。空想は意志の代用物であり、それはいわば子供の意志を鍛練する役目をする。空想は子供が噓をつく方法ではなく、子供が生長をする方法である。この時代のつくりごとには有益であり、必要であり、正しいことな

のである。わがホオマア・レインはこのように子供の「空想の時代」を考察した。私が現實の日本の子供の生活を注意深く眺める時、これ以上にすばらしく子供の行動を観察することはできない。

従つて私達が幼児の繪畫をみる場合、手が屋根に生えているから、その繪はよくないとか、幼稚であるとかいう理由は少しもなりたくない。勿論屋根に手が生えてなければ幼児の繪として完全でないなどというわけではない。それでは幼児の繪畫をみて、賞讃すべきものと、そうでないものを區別する原則は何であらうか。



子供にとつて一ばん重要なことは子供が創造的であるといふことである。子供が創造的に活動することは子供にとつて自由な状態に在ることであり、幸福なことであり、最もはつらつとしている状態である。そして子供が創造的になるためには、幼児としては、空想を充分楽しませ、大人が子供の自由を束縛しないことが必要である。従つて幼児の畫く繪が空想的であつても、それは健全な心理的過程であることを大人は知らねばならぬ。だから幼児の繪畫を評價するときには、幼児の繪畫に現れるその精神的特徴を充分知つた上で、次のような原則に立つべきではなからうか。その原則は、更に生長した年令の子供の繪を評價する場合と少しも異ならないものである。何故ならば子供の精神に一ばん重要なものは、創造

的精神であり、その創造的精神のみが、子供の繪を評價する際にも唯一つの規準になるべきであるから。

- (1) まず繪をかく時の幼児の心の動きが大切である。
 - (2) 概念的な繪というものには子供の獨自な發見というものが無い。それは之を模倣であり、大人の固形化した、どろ沼のようによどんで動かない觀念を、子供がくりかえしたにすぎない。
 - (3) 私達が子供の時代即ち大正年代に顔のかきかた、笑つている人の顔とか、畫のかき方などという本や、臨畫の本や、またいまでもさかんに賣られている、ぬり繪などは子供の恐るべき敵である。
 - (4) 幼児の畫がほんとうに幼児の強い興味によつて描かれているかどうか、即ち幼児の獨自な目でみた發見を繪畫の上でしているかどうかを見る。
 - (5) 繪が生き／＼として自由であるか。退屈しているのは不幸だ。
 - (6) 従つて繪の題材が大人から見ても何を描いているか言葉で説明できるものばかりでなく、たとえ何だか説明できぬものが描かれていても、それは評價の重要な要素にならぬ。問題は如何に描かれているかという點である。如何に生き／＼としているかと、いう點である。
- (6) 即ち緊張した美しさを表現しているものをもつとも健全であり、創造的である。

私はこゝで全國の幼児教育にたずさわる諸君が、この幼児の緊張した美しさを、幼児の繪畫のなかに、最も敏感に見出すことを期待してやまない。そのためには大人の心にもまた創造的精神が働いていなければ、この仕事はむずかしいことになるだろう。大體私達大人は失敗した人生である場合が多い。このことに氣づいていない大人は幼児のよい指導者にならないだろう。

私は日本及び歐米各國の兒童畫を多數見た後に、大人の世界でいままでいわれて來た「人生において子供の時代が最も楽しい時代だ」という言葉が、火星の子供達にとつてはどうかかわらないが、今日までの地球上の人類の子供達に關する限りは、一〇〇人のうち九〇人には、あてはまらないという結論に達せざるを得ない。何故なら幼児の繪も、少年少女の繪も、両親、其他の大人の抑壓によつてほんとうに生き／＼しているのは數少ないからである。そして歐米と日本の子供とを比較すると、これは同じ不幸のなかで、何という對比であらう。日本の子供は非常に不幸な感情にみち／＼している。歐米の子供は日本の子供に比べると幸福の花園に遊んでいるといふ位だ。

しかも日本の中等學校の子供の繪は顔をそむけざるを得ない程不幸である。小學校上級生のはそれよりもやゝ明るい。下級の子供達はまだ自由なところが残つてゐる。幼児の繪になるとはるかにはつらつとして、われわれに希望をいだかしめる。幼児のこのくらゐの澄澈さをます／＼のば

すように、幼児の教育に關心をいだいておる人には、幼児の繪のなかにある生き／＼した美しさを見出して、熱心な賞讃を與えるべきである。

(五頁よりつゞく) 逆にこれらの形式に關する研究が更に實際の場を得て、具體的に一つ々改良せられてゆく素地が得られる。即ち、現在では實驗學校としてののみしか場を持たないこれらの系統的な研究が、一般的に學問として伸びる社會的な地盤が得られるのである。

要するに、教育形式に關する科學的研究を基礎として、幼児學校で學年の初めから計畫的に兩親教育のカリキュラムをたて、更に反對にこの場に依存して研究が本格的に進められる事が、現在兩親教育の最も難關となつてゐる形式論の研究の端緒をうる事になる。

以上、私は兩親教育學の建設の一端として、幼児學校における兩親教育を學問的に打ち建てるために、三つの必要な對象的契機があり、そのうち方法論が特に缺點を持つ事を書いた。しかし、急速には社會教育の改善を望みえない現在、この缺點を除くためには教育方法の各形式を系統的に考察し、計畫的に各學校で實行する事が最も着實な方法であり、且つ、この努力によつて研究がこれらの學校の場を得る事が、現在研究の向上の端緒となるとゆう事を述べた次第である。

の形式を以て表わされて来る。

天空をかける白馬（ベガサスの如き）自由に且瞬にして數千里を走る飛行の術（孫悟空の如き）一夜の内に城廓を數千里の地に移す魔術（アラビアンナイトの如き）時間的錯誤を平氣で實現しているものである。

その中で代表的なものは『仙郷淹留傳説』である。日本では浦島傳説がよく知られている。

浦島傳説は『日本書紀』『圓後風土記』『萬葉集』等に見えているが、三ヶ年間龍宮に遊んだ、玉手箱を土産に貰い歸つて見たが家もなく、玉手箱をあげたら白髪の人となつたと云うのであるが、後世には三百年を経過していたと年數を明示してあるものが多い。水鏡には三百四十七年と記し、神明鏡には三百七十餘年となつてゐる。

臺灣では生蕃アミ族の間に類似の傳説が二つばかりある。

奇密社の方にはサグバンと云う者が漁に出て、女ばかりの島につき、二三日と思つたが歸つて見ると誰一人知る人もなかつたと云うのである。

南方ではマライの神話として、スラン王が龍宮見物に出かけ、その王女と結婚して三ヶ年聞いるうちに三人の男子が生れと云うのがあるがこれは時間的な錯誤はない。

支那の淹留傳説は『搜神後記』と『續齊諧記』にあるが、

外國には各民族に同型の説話がある。その二三のものを

あげると、スコットランドの傳説に結婚式後、黒衣の男にさざなわれて、小さいローソクの燃えさが消えるまで持つて立つていたが、それが二世紀を過ぎていたと云う話がある。

一層長いのはブリトン人の王ヘルラが、小人國を尋ねて三日、歸る時に小犬を與えてこの小犬が、だかれている人の手から自分でとび出すまでは馬から下りてはいけなないと云われ、歸つて見ると二世紀を経過していた。

三、現在型の表現

すべての説話は『むかしむかしあるところ』で始められているが、事件はすべて現在型を以て表現されている。古事記を見ても

天地の初發の時、高天原に成りませる神の名は天之御中

主神

とあるが如き、或は舊約聖書にしても、パンチャタントラにしてもすべて現在型で書かれている。

二

幼児に於ける『時の觀念』は空間の觀念よりもよほど明瞭を缺いていて、一日の時間についても又は日の關係についてもはつきりした觀念は持つていない。

朝飯を何時にたべ、何時に幼稚園が終るか或は今日とか昨日と云う意味が理解出来ないで『あしたお母さんと三越へ行つたのよ』とか『きのうお父さんに玩具買つて貰うたよ』

とか平氣で使用している。

幼兒の生活に於ては一日の時間を考える必要がないのであつて、御飯が出来れば母親が『御飯ですよ』と聲をかけてくれた時に食卓に坐ればよいし、幼稚園からは先生が『お歸りにしましょう』と時間がくれば歸してくるのである。

昨日どんな事件が起こらうと、昨日のことは昨日のことであり、明日どんな仕事をするか云う約束や、やらねばならぬ仕事があるわけではない。

彼等は時間を考え、日を考慮することは要らない、即ち時間や日々しぼられることなく時を超越した生活をしているのである。

ポールドウインとステッチャー (T. Baldwin and I. Stecher) が、『入學生の幼兒の心理學』(The Psychology of the Preschool Child P. 165—169) で幼兒の時の觀念の調査をしてゐる。

A 短い時間の觀念

- 一、今日は何日ですか
- 二、今は午前ですか、午後ですか
- 三、午後はいつから始まりますか
- 四、今から明日までは何時間ですか
- 五、明日は昨日の前ですか、後ですか
- 六、一日は何時間ですか
- 七、朝起きてたべるのは何御飯ですか
- 八、幼稚園から歸つてたべるのは何御飯ですか

九、寝る前にたべるのは何御飯ですか

- 一〇、時計の時間がわかりますか
- 一一、一二、一三、今打つのは何時ですか (九時、二時、五時とかを打つて云わせる)

一四、今何時ですか
一五、以下二十四まで同様の問題あり。原稿紙數制限の都合で略

B 長い時間の觀念

- 一、今は何月ですか
- 二、今日は何月何日ですか
- 三、今年は何年ですか
- 四、この繪でどれが若いですか (三枚の年齢のちがつた人物によつて云わせる)
- 五、この繪では (赤ん坊、若い人、成年、老人の繪を示して云

わせる)

- 六、お母さんとお祖母さんとどちらが年々といつていますか
- 七、あなたは何年たつたら大人になりますか
- 八、先生はあなたより若いですか
- 九、あなたはいくつですか
- 一〇、お誕生日はいつですか (何日生れたか)
- 一一、お誕生日からどの位すぎましたか
- 一二、次のお誕生日はいつ來ますか
- 一三、クリスマスは何日たつたら來ますか
- 一四、今は夏ですか、冬ですか
- 一五、寒いのは夏ですか、冬ですか
- 一六、木の葉が青くなるのは秋ですか、春ですか

AとBについてそれぞれ調査をした結果次のような正解表

を掲げている。

正答パーセント

	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳
A	一、三	二、九	五、四	六、八
B	一、五	二、五	四、八	六、二
計	一、四	二、八	五、三	六、六

これを日本の子供にも試みて見ることにして、日本の子供に理解出来ない問題をのぞいて、A十三問題、B七問題として、私の幼稚園児に尋ねて見た結果は次のようなものであつた。

	4 歳	5 歳	6 歳
A	二、九	二、五	七、八
B	二、六	二、一	五、八
計	二、八	二、八	六、八

大體アメリカの子供の場合と同じような数字が出ていますが、これは問題がやさしいからで、實際に於ては外国の子供よりは時間觀念については少しおくれていると云うことが考えられるのである。

とに角、日本の子供にしても、外国の子供にしても、時間觀念については不明瞭な状態にあると云うことがわかる。

次に幼児の時間的錯誤については、彼等の日常生活に於ても時々見られる。二三の例をあげて見ると

(1) 六月の末のこと垣根に咲いている草朝顔を見つけて、
『ヤ、朝顔が咲いていら』

『朝顔はこの頃咲かないよ、夏にならなければ……』と云うと
『それじゃ、キット、去年の朝顔だよ』

(2) 藤ちゃん(六歳)と外の子の話

『君んとお婆さん、いくつだい』

『六十一だよ』

『ずい分長く生きてるんだね』

(3) 上野の動物園の歸り西郷隆盛の銅像の前で、

『お國のために、立派な働きをして、よの中のためによいことをした、えらい人は銅像になります、皆様も銅像になる様なえらい人にならなければなりません』

『僕、銅像になりたくありません』

『どうして』

『だつて、あんな長い間立っていると足がくたぶれるもの』
幼児の自由に創作する童話を見ても、全く時間を無視したものが多のである。

(1) 河合甫夫(五歳七ヶ月)

太郎さんと次郎さんとお山へ出かけたの、暗くなつたから、歸ろうとして、二人がちがつた道を行つて、どんどん行くと、二人が一緒になつてしまつた。又どんどん行くと、はじめのころ

へ来てしまった。これじや駄目だと又行くところへ来たの、そこにとても大きな穴があつて穴の中に兎が一匹いたの、その兎は齒がないんだつて、木の上でお猿がいて栗を喰べていたんだつて、それを見ていると、向うから熊がやつて来たの、こんどは赤いものが来たの、それは金太郎さんだつた、熊が『金太郎なんか強くない』と云つたので、『ぢやおすもうをとらう』と、とつたの、するとやつぱり金太郎が勝つたんだつて。

(2) 入江 宏(六歳)

お山に一軒お家があつたんだつて、兵隊さんのぼつて来て、一人だけ家はいつて、みんなは木にのぼつて遊んだんだ。鐵砲打つたのもう彈がなくなつたから、こんどは汽車にのつて勳章を買いに行つたの、おもちや屋さんへ行つたら鐵砲の彈があるよと云つたので、彈を買つて歸つたら、おもちやの彈だつたんだつた。

(3) 谷 岸 博(六歳二ヶ月)

原つばに牛がいたの。太郎と花子が来てお乳から、お乳をのんだんだつて、それからず——と来たら、汽車がとまつていたのでそれにのつて、大阪へ行つたら飛行機があつたの、プロペラのところのつたら、ブーンとまわつて、おとされてしまったの。見たら海の中なの、およいで島に来たら、船があつたの、それで、大きい島に来たら、そしたら、太郎が、どぶの中におつこちでしまつて、『たすけてくれ——』と云つたら、あひるが来てたすけてくれたの。

以上の自作童話を見てもわかる通り幼児は全く時間に捉われず、時間を考えていないのである。

次に幼児の時間的觀念の特徴は、過去と未來とがなくなつた。現在のみの生活が續いていると云うことである。もし過去と未來とがあるにしてもそれは極めて不明確なものであり、それは意識されて用いられ考えられていない場合が多い。畫になつたから辨當をたべるのではなく、お辨當をたべるからお畫が来たのである。夜になつたから寝るのではなく、寝るから夜になつたのである。

時によつては過去も未來もみんな現在と考へている。否現在を中心として、それからのいくらかまへのはみ出しが過去であり、後のはみ出しが未來である。幼児の生活の中心はどこまでも現在であると云うことが出来る。

三

以上、童話に於ける時に關する特徴と、幼児の時の觀念について個々に述べたが、この二者の間には相關連し、類似のものを見出すことが出来る。

時間の點に於て、民族と幼児との間に約説原理を發見することが出来る。

學問的に立證するにはあまりに貧弱であつたかも知れないが、狙いは、童話を今少し深く掘り下げて幼児の心理に立脚し、童話の學的な立場に立つて研究する氣分を作つて行きたいことである。

従來童話があまりにも保育の上に軽く取り扱われて居る傾向があつた。無考に研究もなく、幼児に與え(六頁へつゞく)

幼兒の睡眠の實態について

平井信義

序

我々の生涯の三分の一が睡眠であり、子供たちにとつてはその生活の二分の一が睡眠に費されて居る。睡眠は又、我々人間にのみ特有な現象でなく、高等動物の全部に、のみならず昆虫魚類植物にすら、睡眠状態がある。

而も睡眠は我々にとつて不可避の現象で、之を避けねばならぬときは、様々な障碍が生じて来る。就中子供では様々な面で生長の妨げとなるであろう。幼兒の保育にとつても重大な關心事である。

然るに睡眠の生理學的・心理學的な理論學説は未だ確定されて居らず、様々な實驗とそれから牽き出される種々の推論はあるが、まだ混沌として居る。唯、睡眠の與えられた役目として、疲勞した生體に對しものと新鮮さを與え、その恢復をはかることにある、とは一致した結論である。處がその「疲勞」の本態がまだ全く不明であるから問題は一層困難になる。

睡眠の實態を調査するに當つて肝要な要素は四つある。第一は睡眠の長さ、第二は睡眠の深さ、第三は睡眠中の様態、

第四には睡眠中の反應力である。

この中先づ問題となるのは長さで深さで、睡眠の量は結局この二者の積で云い表される。然るに睡眠の長さを測ることは容易であるが、深さを測ることは仲々困難である。私の今回の研究に於ても、睡眠の深さに對する洞察がないことには大きな缺陷があるが、目下その點につき實驗中であるから、今回は子供の睡眠の研究の「豫報」とする次第である。

今回は對象を五つ選んだ。愛育幼稚園、戸越保育所、高部屋農村保育所、家庭兒で、之らは四―五月に、又愛育幼稚園は大體同一人で二・五・十月に、更に經專幼稚園では夏時間の七月に調査を行つた。従つて年令は三歳―六歳に亘るが、五歳兒は五六人、四歳兒は六六人、三歳兒が六十人である。

調査方法は二つ選んだ。一つは四日間連續で母親又は家族に正確に記載させる方法、他は同時に質問紙法によつた。記載中不完全なものは之を省いた。睡眠時間は相日間の平均を採つたものである。

結論

(一) 理論的に設けられた標準時間より極めて少いこと。
 (二) アメリカの幼児よりも睡眠時間は非常に少く、その原因としては午睡の時間が少く点にある。試みに我が國の子供の睡眠時間に Grant & Blatz の午睡時間を加えてみると漸く兩人の表示したアメリカの幼児の睡眠時間に近付く。
 (三) 即ち午睡をしている子供の数が誠に少く、質問紙法によれば常時と時々と云うのを合せると二〇—四〇%は午睡を取ることになるが、實際の准觀察法によると各年令とも三—四%で、而も大方は四日に一度の割合に行つてゐるに過ぎない。
 七月にとつた對象でも一〇%に足らぬ状態であつた。但し午睡をしている子供は一日平均で二—三時間を取つてゐるから個人的に見れば少い譯ではない。(四) 又、アメリカの子供より睡眠時間の個人差の中が著し。即ち睡眠を多く取るものと少いものとの巾が廣く、面白るのは多う方はアメリカの子供と同じであるが、少い方が遙かに少く約一時間前後も差があつて、之が又睡眠時間の平均を少くしてゐると云えよう。之らの度数分布をとつてみると四・五歳児は一〇—一・三〇、三歳児は一〇・三〇—一二・〇〇の間に七〇—八〇%の分布があつた。(五) 同一對象では冬期に約半分多く、春季が之に次ぎ、一般平均に最も近く、秋季が一—二—三分少いと云う結果が出た。(六) 對象別では顯著な差がない。都鄙の差も餘りない、家庭児がもつと少いのではないかと想像されたが之も差がなかつた。(七) 夏時間中に調査した對象では各年令とも三〇分—一時間少く、殊に五歳児は春の一般平

均より一時間二六分も少なかつた。このことは次回の夏時間に對して新しい躰が要求されることであらう。(八) 睡眠時間の多い子供と少い子供の系列を作つて、それと身體發育、運動量、智能、性格及生活のリズムなどとの關係を求めてみたが、報告は次回に譲る。(九) 四日間の連續調査で睡眠時間に差のあるものを日差と名付けると、この日差には個性的な傾向が認められた。即ち日差の大きいものと小さいものである。之は次に述べる入眠と覺醒と共に躰とも大いに關係があるが、又その子供の生活リズムも考え併せたい。日差の少ない子供は各年令により異つていたが、九—三五%、日差の多い子供は九—二〇%あつた。(一〇) 入眠時は對象によつて異なるが、總體として四五歳児では七時—八時三十分が大多數で七〇%、三歳児では六・三〇—八時と三〇分早くなり、夏時間では各年令共八・〇〇—九・三〇であつた。(一一) 覺醒時間では各年令共六・〇〇—七・三〇が六〇—七〇%を占め、九〇%は五・三〇—八・〇〇に覺醒して居る。但し農村では五・〇〇—七・〇〇の間に多くなつてゐる。(一二) 睡眠時間、及び入眠覺醒がきちんとリズムに合つてゐる者は、各年令共約三分の一宛あつた。(一三) 質問紙法により、就寢起床の時間を定めてゐるかを訊いた處、きめてゐない者が平均して三〇—四〇%で躰の點と大方一致する。(一四) 起床については自分で起きるものが九〇%、起されて起きる者が約一〇%あつた。(一五) 入浴した日に睡眠時間が多くなるか否かと云うことについては、その平均時間をとつてみると有意の差が

なかつた。入浴した日に夜間の覺醒が少くなるかどうかと云う點も、前と同じと云うものが多く、多少少くなると云う傾向があるのみであつた。之は睡眠の深さを問題にしなければ解決つかない。(十六)添寝と睡眠時間については却つて睡眠時間は添寝した方が多いと云う結果が出たし、夜間の覺醒回数も差がない。之は眠度が浅いために長時間を要するののか、或は體温のために長く寝るののか、今後の研究に俟つ所であり、添寝によつて神經質が形成されるか否かも、實態を調査しなければならぬ。(一七)添寝の頻度は非常に高く、常習者と時々すると云うものを合してみると、五歳兒でも廿八%、四歳兒三〇%、三歳兒四〇%となり、從來云われて來た癖からは由々しき問題であるが、之の身體並びに精神に對する害はもう少し科學的に證明したい。(一八)夜間の覺醒は、夜尿病者を便所へつれてゆぐため、家人が起すのでそれによる者が多く、その他は殆ど記載がなかつたが、夏には矢張、暑氣のために起ると云うものが少數例あつた。(一九)夜尿者は三—六歳兒合せて一五%ある。夜尿症者の場合は別に調査を行っているから別の機會に譲る。が夜尿症の子供の睡眠時間に平均して、一般の平均と殆ど變りなく、睡眠の様態も多少ねぼける者が多いと云う程度で臥位にも寢相にも特長なく、之も睡眠の深さに關係する事項と推察された。(二〇)寢相の悪い子供は各年令合計して一〇%ある。その睡眠時間は少數例であるが、一般平均より三〇—五〇分少い結果が出た。臥位としては伏位を混ざる者が多い。(二一)臥位は仰臥と横臥を

交互にするものが八四・四%で次が仰横伏の一三・二%、伏位を混ざるものが二三・六%、その中伏位だけのものは一七%であつた。仰臥とか横又は伏など單一の姿勢でじつとねているおとなしい子供は一七%であつた。(二二)寢付は大部分の子供によく、悪いものは四・四%であつた。寢付の悪い子供の特徴は今回の調査では判然しない。寢起きの悪い子供は六%あつた。之は矢張睡眠時間が二〇分—三〇分一般より少い。又目を覺し易いものが一人中六人、臥位は單一の姿勢をとるものが一人中七人で、大人しくねている子供に寢起の悪い子供がいた。

その他灯、着替、挨拶などの躰については山下俊郎氏の調査と同様の結果である。尙疊敷、家庭の職業と睡眠時間については有意の差は認められなかつた。

幼兒の睡眠の質態については未だ様々な、然も肝心なことが残されているので、今後は睡眠の深さの問題を中心に更に研究を續行中である。

幼児の遊びについて

竹田俊雄

一

新しい保育における幼児の自發的な遊びの位置は高く評價されていい。保育に従事するものは、幼児がいかなる遊びを行つてゐるかについて、よく認識していなければならぬ。

その一つの資料として、我々が昭和二十一年夏、全國にわたつて調査した幼児生活調査の中、遊びに關するものの一部をここに報告する。これは四歳から七歳までの幼児が、昨日した遊びを、その保護者に個々に面接して叙述を求めたものであつて、面接者には愛育研究所保母および助手、T女子専門學校育兒科、K女子専門學校教育兒科、A保母養成所およびN教員養成所の生徒が當つた。調査の対象である幼児は、今回報告する分は、東京都内六六五名、地方一四七名、合計八一二名で、地方は静岡愛知鳥取佐賀の諸地區にわたつてゐるが、ここには地區的特質は一應考察の外に置くこととする。

二

幼児が「昨日した遊び」として報告されたものは三百餘に

上つてゐるが、これを便宜的に次の九種に分類する。

受容的な遊び 繪本を見る・紙芝居を見る・お話をきく・ラジオをきく等

構成的な遊び 積木・切り紙・折り紙・繪をかく・ぬりえ・砂遊び等

運動具的な遊び ぶらんこ・すべり臺・まりなげ・なわとび・かけっこ・鬼ごっこ等

再現的な遊び ままごと・人形遊び・お店ごっこ・電車ごっこ・學校ごっこ等

蒐集的な遊び とんぼとり・魚つり・花つみ等

知的・技能的な遊び トランプ・しりとり・じやんけん・びい玉・めんこ等

不定型の遊び 散歩・ふざける・ぶらぶらする・おしゃべり等

作業型の遊び 幼稚園に行く・あかんぼのお守り・お使い・お手傳い等

回答の表現不確なもの おもちや・庭で遊ぶ・近所の子と遊ぶ等

これによつて調査した幼児の遊びを整理すれば、第一表のようになる。

第一表 昨日した遊びの種類

遊びの種類	4 歳		5 歳		6 歳		7 歳	
	男	女	男	女	男	女	男	女
受容的な遊び	59.5	33.0	42.7	28.7	36.1	44.0	30.5	34.4
構成的な遊び	33.3	35.2	40.9	18.5	53.3	21.6	50.0	28.9
運動的な遊び	72.6	63.7	70.0	58.3	82.0	68.8	82.9	70.0
再現的な遊び	42.9	87.9	41.8	100.0	36.9	87.2	36.6	85.6
蒐集的な遊び	10.7	8.8	22.7	7.4	31.1	9.6	32.9	11.1
知的・技能的な遊び	3.6	2.2	5.5	2.8	5.7	4.8	12.2	7.8
不定型の遊び	38.1	47.3	42.7	43.5	28.7	34.4	30.5	44.4
作業型の遊び	14.3	11.0	10.9	10.2	8.2	16.8	17.1	8.9
同答の確り 表現のない 一人遊びの数	27.4	18.7	25.5	13.9	14.8	9.6	17.1	16.7
	3.0	3.1	3.0	2.8	3.0	3.0	3.1	3.1

この結果によれば、一般に多く遊ばれるものは運動的な遊びであつて、男児においては七〇―八〇パーセントが、この遊びを行い、常に第一位を占め、女児においては六〇―七〇パーセントで、常に第二位を占めている。男児と女児とは、常に男児の方が多く、年齢の進むに従つて、この運動的な遊びは増加している。

次に再現的な遊びは、性別による差異がもつとも多く、女児では常に第一位にあり、殊に五歳児においては一〇〇パーセントこの種の遊びを行つてゐる。これに對して男児では四〇パーセント前後であつて、年齢の進むにつれて幾分減少している。女児の場合も、四歳から五歳に進んで絶頂に達し、その後は減少の傾向にある。

受容的な遊びは、四歳児の場合は、男女の差が多く、男児では六〇パーセントに近く、第二位を占めているが、女児ではすつと下位で、およそ三〇パーセントにとどまつてゐる。そして年齢の進むに従い、男児では著しく下降し、女児では幾分不規則な曲線を示してはいるが、著しい増減はない。そして六歳児七歳児では、女児の方が男児よりやゝ上位を占めてゐる。

構成的な遊びは、四歳児では男女ほぼ等しく、約三分の一の児童がこれを行つてゐるが、年齢の進むに従い、男児では上昇して五〇パーセントを超え、女児では逆に下降しておよそ二〇パーセントとどまつてゐる。

蒐集的な遊びについては、四歳児では男女ほぼ等しく、約

一〇パーセントにすぎないが、女児が年齢にかかわらずなく、ほぼこの数を持続しているのに對し、男児は年齢の進むに従い上昇して六歳児七歳児では三〇パーセントを超えている。

知的・技能的な遊びは非常に少く、男女児とも、いずれの年齢においても五パーセント前後であり、たゞ七歳の男児のみが一〇パーセントを超えているに過ぎない。

不定型の遊びは、年少児においては男女とも四〇パーセント前後を占めているが、年長児になると減少し、殊に男児では三〇パーセント前後に低下している。

作業型の遊びについては、いずれの年齢においても男女ともおおむね一〇パーセント臺にあつて、著しい差異が見られなう。

これを要するに、幼児期に多く遊ばれる遊びの種類は、運動的な遊びに屬するものであり、女児においては、この外、再現的な遊びに屬するものがこれをしのいでいる。年齢的に一般に上昇するものは運動的な遊びであり、男女により差異の著しいものは、再現的な遊びであり、構成的な遊びと蒐集的な遊びとは年齢が進むにつれて差異が著しく、受容的な遊びは年齢が進むにつれて差異の減少を見せている。

三

次に同一調査の中において「親として遊ばせたくない遊び」について回答を求めた結果を述べる。

まず、「遊ばせたくない遊び」が、「ある」と答えたものは

調査児童數八一二名の中、二六・二パーセントであり、「ない」と答えたものは、六四・三パーセント、また「無答」のもの、九・五パーセントであつた。

しからば「遊ばせたくない遊び」として、どのようなものが挙げられているであろうか。この種類を、「ある」と答えた二六・二パーセントの二二三名、二三二件について整理すれば、第二表のようになった。

第二表 遊ばせたくない遊びの種類

遊びの種類	件數	對數百分率
受容的な遊び	3	1.3
構成的な遊び	74	31.9
運動的な遊び	32	13.8
再現的な遊び	33	14.2
蒐集的な遊び	7	3.0
知的・技能的な遊び	9	3.9
不定型な遊び	14	6.0
回答不確かな遊び	11	4.7
現在よく行なはれていない遊び	31	13.4
好まれない遊び	8	3.4
その他	10	4.3

このおのおのについて、主要な事例を挙げれば(括弧内は件數)、受容的な遊びとしては、ゴムを口に入れる(三)、構成的な遊びとしては、火遊び(二)、泥いたす(四五)、水いたす(二二)、運動的な遊びとしては、石なげ(二〇)、木のぼり

(二)、再現的な遊びとしては、戦争ごっこ(二)、ままごと(四)、やみ屋ごっこ(一〇)、やみ市ごっこ(六)、泥棒ごっこ(三)、お医者ごっこ(三)、蒐集的な遊びとしては、とんぼ取り(四)、知的技能的な遊びとしては、めんこ(三)、べしごま(三)、勝負事(三)、不定型の遊びとしては、しごめる(二)、畑あらし(三)等がある。

また、非具體的で回答の表現不確なものには、危険な遊び(四)、わるい言葉をおぼえる遊び(二)等があり、好ましくない遊び場所を挙げたものには、道路で遊ぶ(九)、川遊び(九)、池遊び(二)、マーケットへ行く(二)等があり、好ましくない遊び相手を挙げたものには、大きな子と遊ぶ(二)、男の子と遊ぶ(二)、わるい子と遊ぶ等があり、その他の中には、はだしで遊ぶ(一)、双物で遊ぶ(二)、公園へひとりで行く(二)、けんか(二)等が含まれている。

これ等親から「遊ばせたくない」と考えられている遊びを概観すると、第一に身體的に自他の危険をまねく恐れのあるものが挙げられている(例、ゴムを口に入れる、石投げ)。第二には精神的に好ましくない影響を興える傾向のものが答えられている(例、やみ屋ごっこ、めんこ)。しかしまた第三に遊びそのものとしては決して悪くないものも示されてをり(例、泥いたすら・水いたすら)。また必ずしも常に好ましくないとはいえぬ種類のものも掲げられている(大きな子と遊ぶ・木のぼり)。

四

以上この調査によつて得られた事實を述べたが、ここに述べたところは、なお大きな調査の一部分であること、調査兒童が東京都内のものを主としてあり、地區的な考察に及んでいないこと、調査時日が夏季に限られていることなどで、いまだ十分な調査とはいえないが、上記の制約の下に、幼児の遊びについて、その傾向をある程度示していよう。なお、たとえば構成的な遊びと概括してしまつたが、積木の傾向とぬりえの傾向とは、どのような同異が存するか、というような個々の點については、他日報告することとする。

幼児保育の見地から特に注意しなければならぬことを若干述べるならば、「遊ばせたくない遊び」を挙げている親の比較的少數なところから、親にもつと幼児の遊びについての關心をもたせること、「水いたすら」のような遊びは幼児の立場から見直さねばならないこと、「木のぼり」等は幼児の欲求を充足し得るような環境を興えてやること、「道路で遊ぶ」ねばならない幼児達のために、幼児の遊び場を整備すること、再現的な遊びには好ましくない社會的影響を受け易いから、その環境の改善に努力すること、女兒において特に構成的な遊びを發達させるように誘導すること等が考慮されるであらう。

年少兒保育の方法的問題

鈴木 久

先頃、都立保育所保育の研究グループで、保育要領による自由保育についての経過報告をし合つた時、年少兒の問題と娯の問題をまき、考えさせられる所があつたので、自分の保育経験を通して之について意見を述べ、御批判と御指導を得たいと思つた。

之は、保育兒全體の中の満三歳兒の保育方法を考えたいので、年少兒取扱いの細な技術的方法ではない。

保育の方針を考える時、私の場合、問題は何時も次の様な所から起つた。

- 一、保育一人の責任負擔にある幼兒數が多いこと。
- 一、保育所内幼兒生活目標について、「幼兒文化的教育」と、廣い意味の「文化的社會生活教育」とのどちらに比重を傾けたらよいかと云うこと。
- 一、もし假に、保育一人の受持つ幼兒數が軽減されたとしても、幼兒生活の大半が、年齢的孤立のグループでのみ行われてよいか、という疑問。

保育所での幼兒の生活が、楽しく又教育的効果も上げ、その上保育も幼兒と共に楽しくありたいとの慾望から、この問

題をどの様に解決したらよいかと、色々な保育の試みを經驗してみた。昭和九年秋から十一年秋迄は年齢混合地域社會別グループのみの保育を、昭和十六年には孤立した年齢別組わけ保育を、翌年には消極的に地域別グループ生活をとり入れた年齢別保育を、十八年には、年齢別組分けと、年齢混合地域別グループとを交流させた保育を行つてみた。此の各々についての私の意圖や方法や反省は別の機會にゆずり、十七年の年少兒保育を土臺に、娯の問題と、三歳兒保育の方法的問題についての考えを述べたい。(後の記録は私が愛育研究所の任重として實施したものの記録であるのを、この爲に使用させて下さつた山下俊郎先生の御好意に感謝している)

保育所の幼兒が、その家庭で父母と共に過す時間は殆ど睡眠中であり、朝夕の二、四時間は目醒めていても、その父母が忙しさと疲れの時にあたる爲、彼等の生長發達の爲のよい心遣いが忘れられがちである。勤務家庭の母は、思いながらも、幼兒の娯や習慣についてじつくり考え行つて時間も心の餘裕も少く、教養も不足している。この家庭でしつけられぬ面を、幼兒が身心共に生長の齎きに充ちている保育所の生活の

中で習得させ、之に母の協力を得て身についたものとさせなければならぬ。又幼児が自發的興味で遊びのグループを構成し、それを楽しく發展させて行く爲に、規律や秩序を守るとか、制約に堪える等の生活のしかたを身につけなければならぬ。

娯とは結局、彼等のグループ遊びの生活即ち社會生活を、樂しく、スムーズにするための生活技術を、幼児相互の生活の中で習得して行くことではないかと思う。之の基礎的習得の時期を私は年少児におきたい。年長者に對して割合云うなりになり、依存している時代に、大體の確立をさせたいと思う。彼等を適切な環境に於て社會化させ、種々な生活上の基本的な習慣を、より早く身につける事で彼等の集團生活への自信も強くなるのではないかと思う、それで私は年少児保育に於て幼児文化的教育に心を傾けるよりは社會化教育に比重を加えたい。年齢混合による、自由グループ保育に於ても、年少児は一應切り離して年齢別保育を主體として、その社會性を、年上の子供の壓力が餘り強くない所で社會化させて行かなければならないと考へるのである。

こゝで、昭和十六、七年の年少児保育に於て、基本的習慣並に社會生活の娯で取上げたものと、夫がどの程度に身についたか、そして年長組に成長した場合の保育にどう現れたかを概略述べてみたい。

取扱つた幼児家庭は、經濟的に中の下の勤勞家庭であり、母は家事の手傳いや内職をしている者が多かつた。十六年度

年少児十五名（この中O・A四歳でM・A三歳の者三名あり）。I・Q平均九六、七十代二名、八十代一名、九十代五名、百以上七名。早産その他發育が甚しく悪いと云う者がなかつた。十七年度は條件は殆ど同じで、年少児十九名、平均I・Q九三、八十以下一名、八十代八名、九十代六名、百以上四名であつた。

家庭、殊に母親との連絡は嚴重な程密にし、毎日の連絡帳は單なる事故記入のみでなく、排泄の有無、食事の量、起床、就床の時間、寝起きの状態、家庭での氣嫌等、健康狀況は必ず符號式で記入し、その他保育所内での狀況、家庭で常と變つた言動のあつた場合等は必ず記入して貰つた。毎月一度必ず母の會を開いて、種々な講演の外、子供の成長の狀態を報告し合つた。その他、梅雨期、夏期、冬期、年度末休み等、季節により夫々母と子の協力による生活習慣ごよみの記入等、保母にとつても、勞力と根氣の要る負擔の多い事であつたが、高女卒が二、三名しかいない働く母にとつては、吾が子一人或は二人丈の事ではあるが、非常な重荷の様な感じであつたと思うが、一日の殆どを家庭内で過す子供と、時間の長短はあつても、幼児の精神的生活的より所は、家庭であり、その母であること、母と保育所保母が一體とならなくては、幼児のよき發達は望めない事を繰返し話して、協力を求めた。

基本的習慣で取上げた項目は別表の様である。組を受持つた保母は違つたが、取上げられた事項は、いくら小月のづれ

があつても、ほど同じ様なものであつた。そして取上げてから早いものは大體一ヶ月で自立を受動的に完了しているが、十ヶ月目、或は十一ヶ月目に殆どが能動的に自立をしている。この中で女兒の用便時の紙使用と、男児用便所の手洗いがなか／＼能動的に出来ず二年目に注意が繰返されている。次に社會生活の躰についても別表の様であるが、年少兒の之は完了と云つても、大體出来ると云う意味で、二年目はこの基礎の上により廣範圍の社會化とその習慣づけが行われた。

十六年度の年少兒は、その頃の「自由遊び」の時年長兒と共にある丈で、大體に孤立した年齢別保育であり、保母が事務的な事で保育の手がぬけたり、途中で若い未経験の保母に變つたりした爲繼續的に成長が見守れなかつた事が二年保育に影響して、新入兒と共に、種々やりなおさなければならなかつた事が多かつた。十七年度の場合是一年間同じ人がじつくり繼續して保育をつゞけて居る。又、保育所全體の幼兒を住居の近い者七・八人を單位に右住別グループをつくり、夫を三つ或は四つ、合せたものを一人の保母が責任を持つ様にし、登所退所の時は必ず一緒に、全體で整列する時もこのグループで集る、等し、又二年兒は時々年少兒の組に手傳いに行く等消極的に年齢の混合した生活を計つた。

幼兒文化面でも基本的なものを覚える方針で行つたが、之は略し、要は生活技術の習得に比重を傾けた保育を行つたわけである。

三年目即ちこの二つの組が年長、中組となつた時積極的に地域別グループ、年齢混合の保育を行つた。この年の年少組は年齢別組分けの生活を主體として、三年保育兒二年保育兒の責任もつた、四・五名の手傳いが積極的につゞけられて、全體の壓力の中でなく、年長と年少の親しい融合の中で、いたわりと助力と依頼との生活を展開させた。

保育所内に於ける社會生活の技術を一通り身につけた前述二年間の子供達の動きは明快で、大ていの事は、自身で處理出来、保育は確立されて行く基礎的な社會生活の技術があると戻りしない様に心がける丈で濟んだ。所謂躰の事を氣に病む要なく、たゞ夫を如何にして、自主的に幼兒相互の力で解決し、高度な社會化に向わせるかを計つて行く丈であつた。

園の花の夫々がしらぬ間、咲き匂う喜びを度々此の子供達の中に味つたのは、年少組を一年間地味にその生活の基礎の習慣づけに過し、小さな修練道場と云う批評の言葉の全面的に肯定して自分の意圖をまげなかつた結果であつた。

別表(一) 基本的習慣

〔清潔〕

月	昭和十六年	昭和十七年
四月	(保育なし) 手洗い。 うがい。	手洗い。 うがい。
五月	手洗い。 鼻をかむ。 うがい。	手洗い。 鼻をかむ。 うがい。
六月	鼻をかむ。 うがい。 指その他の物を口に入れない。	手洗い。 足洗い。 鼻紙の使い方。 食後のうがい。
七月	指その他の物を口に入れない。 六月の繼續。	足洗い。 鼻紙の使い方。 食後のうがい。
九月	洗顔。	洗顔。 九月の繼續。
十月	手拭のしまつ。 歯みがき。 手足の清潔。 ハンカチを綺麗に。	九月の繼續。 前月と同じ。 手のふき方。 鼻を出していない。
十一月	手拭のしまつ。 歯みがき。 手足の清潔。 ハンカチを綺麗に。	前月と同じ。 手のふき方。 鼻を出していない。
十二月	手の清潔。 顔を綺麗に。	鼻を出していない。
一月	顔を綺麗に。	うがい(テック) / ガラ、 用便後の手洗い。

備

考

うがいをすると云うことだけ受動的に完了する。

九月にかみ方再び練習。
ふき方は九月に完了。

六月に自立。

受動的に自立。

五月から繼續、半数は顔をぬらすだけ。
上段の繼續は大體完了。

十月に受動的に完了。

受動的に完了。

歯ブラシの使い方。

ひびの豫防として、以前のものゝ確立を計る。

上、下段とも二―三名を残して受身の完了。

云はれれば出来ると云う事で完了。
忘れがちである。

〔食 事〕

四 月

五 月

六 月

七 月

九 月

十 月

十 一 月

十 二 月

食器の置き方。

食事中大聲で話をしない。

食後、隣りの友達を待つ。

よくかむ。

おかずの食べ方。

右に同じ。

好き、きらいをしない。

おかずを残さない。

箸の使い方。(はさむ)

食べ終はる時間。

(隣りの友達と同じ位に)

食後のあとしまつをきちんとする。

十二月とぼさない。

辨當、風呂敷のしまつ。

いただきます。

ごちそうさま。

こぼしたのを拾ふ。

みんなの済む迄立たない。

こぼさない。

のこさない。

こぼしたのを拾ふ。

全體的に(用意、食事、あとしまつ)

よくかむ。

みんなと一緒にすむ。

だまつて食べる。

きれいに食べる。

行儀よく食べる。

だまつてたべる。

食事に熱注する。

食器はこび

(長い廊下、歩き方、盆の持ち方)

食後のあとしまつ。

箱がつまめず、靴の中に入れる丈。

二週目位にやゝ完了。

五人位出來ず。

命令とがまんて完了。

上段三人のぞいて完了。

やゝ完了。

注意すれば拾える。

云はれて、手をかりずに出來る。

先に食べてしまふ子、あとへ残す子二、三名のみ。

未完、五―七名。

半數未完。絶えず注意。

個人的に指導。

四―六名未完。

下段受動的に十二月完了。

十二月も繼續。

上、下段共完了。

大體完了

一月

〔排 泄〕

便所の使い方。

(下駄にのつてする)

戸をしめてする。

女兒紙をつかふ。

用便後水栓を引くの忘れない。

男女共汚さぬ様を使う。

がまんしない。

〔着 衣〕

パンツ、ズロースの着脱。

エプロン上着をたゝむ。

洋服の上着をきる。

前かけの紐(結んで首を入れる)

ボタンをひとりでかける。

着物をきちんと着る。

(用便後のパンツ、ズロース)

食事の全體的順序。
食事當番の仕事。
箸の持ち方。

朝の排泄。

用便後の手洗い。

パンツをはく。

きちんと下駄にのつてする。

もらした時は恥しい。

女兒紙を使う。

前かけ、上つぱり、毛布のたゝみ方。

後のボタン、ひも結び。

スナップ、ボタンのはめ合い。

ボタン・スナップ(ひとりで。)

薄着をする。

ねまきに着換える時すつぱり裸で。

お盆持ち運び方完了。

意識して正しい持ち方にしようとする。】

完了。

上段完了。

自立完了。

一―二名を残して完了。

上段、注意しないと使はぬ、未完。

下段、叱る。恥しきの自覚、なし二名。

十二月迄繼續(受動的)

上段一ヶ月で三名残し自立完了。

下段に六月に完了。

お互にしあふ、ひも結びは未完。

スナップは完了。

完了。

十二月 薄着の習慣。

〔睡眠〕

四月

食後の休憩。

床につく迄の準備。

(清潔、着衣の習慣とともに)

右と同じ。

静にねむる。(寢室に入つたら静にする)

七月

睡眠時間の調査。

家庭での就床時間の調査。

四月

上衣、前かけ、足袋はひとり。

友達と並んでねる。

一緒にねむる。

氣げんよく起きる。

ふとんの上をふまぬ。

休憩は静に(正しい寝方)

早くねついた子のさまたげをしない。醒めたら用便をひとり。

十一月 先生がいなくてもねられる。

十二月 用意だけ一緒にする。

家庭と連絡することで。スナップ、ボタン、コハセがきちんとついているものは自立完了。

はじめ大きい子供のねるのをみる。

四週目に一人を残し完了。

上段二名を残し完了。

下残、五、六の二ヶ月で十五分でねむりにつき一時間で目をさます様になる。

大體完了。

受動的に完了。

完了。

完了。

別表(二) 社会生活の観察

大きな子供と手をつなぐ。

所持品置場を覚える。

大きい子に遊んでもらう。

友達と手をつなぐ。

挨拶 おはよう。

さよなら。

お返事 ハイ。

二列ならび。

ごめんなさい。

五月、自發的に完了。

四週目に完了。

一、二週友達の觀念なし、五月末完了。

五月末完了。

十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月
<p>願書をまもる。 手洗いの時の順。 出入りの時の順。</p>	<p>早く整理する。 歸りの時のお友達。 散歩の時のお友達（年長の子供と手を なぐ）</p>			<p>並び順番を覚える。 前に並んでいる友達を椅子でおさない。</p>	<p>集る合間を覚えて守る。 あいさつ（おはよう。 さよなら）</p>	<p>所持品置場を覚える。 玩具のあとしまつ。 おはよう。</p>

<p>色々な儀式の時の態度。 自分の抽出し、友人の抽出しの區別。 もち物の整理。 友達をきめた二列並び。</p>	<p>名前を呼ばれたら ハイ。 注意されたら ハイ。 ありがとう。</p>	<p>休息の部屋では静に。 ゴザの上をよまない。</p>	<p>お友達とけんかしない。 休憩の部屋では静に。 ゴザの上をよまない。</p>	<p>待避、避難訓練。 集團生活の中で自分の生活を自立して出 来る。</p>	<p>なくした物をさがす。 友達をひつかかない。 先生の名前、簡単な依頼、傳言など お友達にしてあげる。していただく。</p>	<p>部屋の戸をしめる。 先生がいなくても待てる。 玩具のかたづけ。 おかえりの用意。</p>
--	---	----------------------------------	--	--	---	---

<p>完了。 完了。 完了。</p>	<p>受動的に出来る。 自發的に完了。</p>	<p>下段、してあげる完了。 していただく。九月に未完二名。 可能な命令に對して、行動がとれる。</p>	<p>保母がいれば出来る。 上段、大體いやがらず手をつなぐ。 時々うつかりする。 十六年度の子供は十七年五月に迄がと りあげられている。 友達同志では未完。目上にうながされて する。 大體可能。</p>	<p>未完、十二月大體完了。</p>
----------------------------	-----------------------------	--	---	--------------------

十二月

誰とでも仲よく遊ぶ。
歸りの仕度は皆と一緒に。

共有物の扱い方。

登所してする事をきちんと。(辨賞、手
拭、連絡帳を夫々の置場えきちんと)

一月

新年の挨拶。

並んだ順に(あとから行つたら後につく)
お友達が待つてる時は早く。

つげ口しない。

友達をいたわる(痛い時等)

部屋では小さい聲で話す。

目上の人に對する丁寧な言葉づかい。

二、三名残して完了。

受身で出来る。

完了。

受動的に半数可能。

未完。

顔をみられて気がつく程度。

二月

(三八頁より) 都市の乳兒全體農村の乳兒全體として見る時
に、笑うことの少ない農村の子供、自發性行動の少ない農村
の子供は既に五ヶ月迄の終りに於て性格的差異を示しつつある
と見ることができるとはなからうか。

今此れだけの例數及び觀察時間丈けをもつて早急に判斷す
ることは許されない。特に各兒童の個人差の問題が考慮され
なければならぬから、一層の慎重を要する次第である。だ
う右の第四のような考え方が許されると思ふ理由が一つあ

る。それは終戦後、我々の研究所を中心に、日本女子大の學
生諸氏多數の協力を得て、もう少し年上のもつと多數の幼兒
の性格調査をなしつつあるが、それが都市と農村の兒童の性

格の上にならぬ開きが見られるような結果を示している。然
しそれにしても此研究の對象となつた乳兒に關する結論とし
ては依然慎重であることが必要である。それ故に我々は、此
結果を更に將來の研究の一提案として取り上げるに止めな
ければならぬであらう。で終戦後再開した此研究がどんな
風に結實するかは勿論まだまだ未知數であるが、いくらか部
分的にでもまとまつたら讀者諸賢の御批判を仰ぎたいと思
う。

「保育要領」批判

小川正通

次第である。

さて本書全體を一貫している保育原理としては、自由主義、個性主義、生活主義（體驗主義）創造主義、科學主義等の新保育原理が敷えられるのであるが、更に具體的には、それ等の原理を背景にして、幼児の發達特質、生活環境、健康、自立の習慣と責任感等を重視したこと、幼児の一日の生活の輪廓を示すと共に幼児の保育内容を定めたこと、保育施設と家庭、小學校及び社會との關係も論じたこと等が、本書の長所として、一應擧げられると考へる。然し私は、本書の根本思想中の或るものに對し、保育理論としても亦保育實踐の反省としても、相當疑問を懷かざるを得ないことを残念に思うのである。従つて大膽にそれらの問題を提出、批判を加え、先登各位の御教示を乞ふ次第である。

二

(一) 所謂自由主義保育、個性主義保育について

從來の幼稚園保育も、決して自由主義、個性主義と無縁のものではなく、或る意味でそれは本來自由主義的・民主的精

一

この春、「幼児教育の手引」という副題を有つて、文部省の試案として公にされた「保育要領」は、保育界にとつて、少くとも三重の、而も劃期的な意義を有してゐると考へる。

その一は、先に學校教育法並に同施行規則によつて、新制幼稚園の地位、目的、目標、組織等が定められながらも、なお十分明らかでなかつた新保育の具體的指針、内容、方法等の基準がここに示されたことである。その二は、幼児教育の重要性を一般社會が漸く認識して來たことを反映して、當局がわが國の幼稚園創設以來、殆ど前例のない保育の基準を全幼稚園教員に提供したことであり、その三は、更に幼稚園教員のみを對象とせず、保育所保育にも、更に母親にも役立つよう本書を編集してゐることである。

本書は、フェファナン女史をはじめ、文部厚生兩省の關係官及び幼児教育の専門家が、約一年に亙つて共同研究した成果であると聞かすが、この出版を契機として、全國の保育實踐への情熱とみに昂めたことを思い、深く感謝の意を表する

神の所産であつたともいい得るであろう。幼稚園は元來幼兒の樂園である。然るにわが國幼稚園の惡條件（幼兒數過多、教員數不足、施設不足、設備、遊具等の不備等）と事變・戰爭以來の統制主義的、全體主義的傾向とに壓迫されて、保育本來の精神から逸脱して、ややもすれば一齊一律の保育又は設定保育にだし、幼兒一人一人の自發活動、興味、個性等を多少輕視して、自由に遠ざかつた保育であつたことも、或は事實といわなければなりません。

かような弊にかんがみ、本書は、幼兒の自由活動の又は個性伸長の「機會を興える」とか、「なるべく」とか、「できる限り」とかやや控え目の表現を用いながらも、全體としては、相當思いつた自由主義、個性主義を標榜しているように思える、即ち「どの子供もみんないつせいに同じことをする」というのは望ましくない」といきつてゐるし、その説明においても、子供の個性を強調して、一定のわくにはめこむことや幼兒を一室に集め、一律に同じことをさせる保育を望ましくないと拒否し、又例へば遊戯の振りつけも、子供に創作させたらといつてゐる。

以上のような要望、それは確かに幼兒教育の一つの考え方であり、又從來の保育への反省でもあるのだから、出来るだけ幼兒にも自由を興えるよう又その興味と自己活動を重んじ、楽しい幼稚園であるよう新保育の發足に當つて、その方向への研究を促進せねばならぬと考える。然し私は、現代的幼兒觀、幼兒における自由並に個性の眞義及び集團生活とし

ての幼稚園保育としての立場から、本書は、やや一面觀に陥つてゐる傾きがあるのではないかと思ふのである。

もとより幼兒は小さな大人でなく、尊重さるべき幼兒獨自の世界を有しているが、又大人になる存在である。従つて單なる子供中心主義には、大人の感傷であり、ひいて教育の放棄となる危険性が藏されている。幼兒の世界と大人の世界とは、あるいは非連續の連続ともいい得るであろう。又單なる個人とは、概念に過ぎず、人間は社會的個人である。かくて幼兒も幼兒なりに今も社會の一員であり、將來は今日より立派な民主的社會を構成すべき任務を有つ一員なのであるから、幼兒も社會的な存在として即ち「社會の子」と考えねばならない。子供を子供として考えることと社會の子と考えることが、兩立し矛盾しない幼兒觀こそ、正しい子供の見方と思うが、かような見地から本書に説く自由主義保育、個人主義保育は、やや古い考え方に陥つてゐるのではありますまいか。

次に個性について述べるが、個人主義は、屢々個性主義に連るのである。個性とは、素質と環境との不可分的二要素の輻合體であり、可能態としての素質と環境とによつて、現實態に發展するものである。個性を固定的に考えず、いわば自然的個性から、理想は個性への發展と見るとき、兒童期でも、個性の發現期としかいえず、況んや幼兒期の個性とは、その萌芽に過ぎないといえるであろう。然るに本書で説く個性には、個性を固定的、完成的に考へてゐる傾きが濃く、

個性を目的としての保育のにおいすら感ぜられるのである。幼児期においては、せいぜい方法としての、それも個性の萌芽即應の保育であるべきであらう。そうでなければ本書の別のところで、求めている多方興味の調和的な子供を作ることとも、矛盾して來ると思う。

更に後述の集團生活としての幼稚園保育の意義からいつても、本書の思想に對して、疑問を有するものである。

以上の結論として、私は正しい意味での一律保育或は設定保育は、クラスを解體した自由な保育或はグループ保育と共に幼稚園において、やはり必要であると思うのである。従つて先に述べた「どの子供もみんないつせいに同じことをするというのは望ましくない」という文中に、私は「いつせいに」の前に「いつも」と挿入する方が正しいと考へてゐる。

三

(一) 集團生活としての幼稚園保育について

幼稚園は、幼児の集團生活として、家庭とは又別の意味を有している。本書においても、「幼稚園は、學校生活集團生活に幼児を適應させるように導いて……」とか、「集團生活の經驗を與えるところに幼稚園や保育所の價值がある」とか述べているのである。更に幼児期から自立の習慣と責任感の養成に力むべきことと相互の權利を尊重し、お互の立場を認め合うことについて、社會生活の基礎として、必要である

といふ、又「子供どうしの自由な結合からは、友愛と協力が生れる」として、遊びや音楽と關連させて、協同の精神態度を養うべきことにも、論及している。然しながら幼稚園の第二目標である「國內において、集團生活を經驗させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養ふこと」に照し考へるとき、本書は、なおこの方面の解説において、具體的に十分述べていけないといへるのである。

幼稚園は、單なる家庭の延長ではない。血縁的協同生活集團としての家庭と、ほぼ同年齢の幼児の、而も地域的協同生活集團としての幼稚園とを比較するに、たとい教員が、幼児の父母のように親身の世話をしているとしても、兩者は、可成違つた性質を有していると思う。従つて私は、幼稚園が學校教育法によつて、學校系統中の一に數えられるに至つた所にも、當然であると考へるのである。そして幼児にとつては、かかる意味の集團生活・協同生活は、初めての體驗である。そしてこの集團生活の體驗の中に、自然に幼児の未發達な社會性は、陶冶され、集團生活の秩序に順應し得るようになり、ひいては小學校教育の根柢にも、培い得るものと思うのである。又人間の性格の基本的な型が大體決まるのは、五、六歳だといわれている。かような見地から、幼稚園保育の中に、幼児の反集團的性情を是正し、樂しく仲よく協同して遊びながら園舎、遊具等を大切にすることや、遊具等の共同交替使用、整理整頓、片付け、清潔、規律、挨拶等の相互生

活の躰を次第に身につけるように指導すべきであらう。而もかような集團的生活の中に、集團の力によつて、その生活に必要な習慣は、勿論のこと、本來家庭において養われるべき習慣さえ、比較的 naturally 養われるものである。もとよりそれ等は、命令や強制によらず、喜び進んで行われるよう次第に誘導せらるべきである。

いづれにしても、かような點について、本書が十分論及していないことは、残念だが、この不備を來した所以のものも、私は結局幼兒一人一人を即ち個人の側面のみ重點を置いて考えすぎたためではあるまいかと思うのである。更に根本においては、幼稚園教育の必要性について、ふれながら、それが徹底していかないからなのであらう。

四

(三) 幼兒の保育内容『楽しい幼兒』の經驗について
従來の學科目的色彩の強かつた保育項目を否定して、楽しい幼兒の經驗という副題をもつた幼兒の保育内容を定めたことについては、賛成である。本書において、幼兒の保育内容のため本文の 1-3 を提供していることによつても、その重要性がうかがわれる。そして (一) 見學 (二) リズム (三) 休息 (四) 自由遊び、以下 (十二) 年中行事、までを楽しい希望すべき幼兒の經驗として、掲げているが、この幼兒の保育内容は、學校教育法において、幼稚園の目的とこの目的實現のため達成すべき目標 (五) とに従つて文部省が定めるこ

とに決つている。然し又目標とは、目的と對應する保育内容の輪廓を明らかにするものと考へて見るとき、保育内容は、目標から演繹されるべきでなく、幼兒の幾多の經驗の中から、楽しい希望すべき經驗が、結局目標へ達するよう歸納されるべきである。この點については、本書のとつては、見學・リズム・休息・自由遊びの如き排列法が、果して正しいかどうか問題と思ふし、又そこに使用されている字句の中にも、再検討を要するものがあるであらう。

五

更に二、三の希望の意見を申し添える事とする、(1) 幼稚園の教員や保育所保母が、社會教育的活動をも、その一任務とするよう説いていることには、賛成であるが、保育施設の外での活動のみを強調し、己が保育施設そのものの社會教育的活用の面には、殆どふれていないことである。(2) 幼兒の集團生活に當然必要となつてくる團體的訓練即ち集會、交通訓練、待避訓練地震や火災等の場合等にも論及すべきと思ふ。(3) 本書の修正版においても、なお字句が十分整理されず、又ミスプリントも、そのままになつていゝことも残念である。
以上「保育要領」について、卒直に批判し、私見を述べさせていたただ次第である。要するに本書に對して、私も一應敬意を拂うのだが、他方、保育理論としても亦實踐の反省とても、なお究明されるべきものが、少なから (五四頁(續))

都市と農村兒童の體格發達の研究

——第一報——

兒 玉 省

昭和十七年春筆者は都會と農村の兒童の誕生から學齡までの性格發達の研究を開始した。農村人的性格とか都會人的性格というものが考え得られるなら——筆者はそれは可能だと思ふ——それは誕生後いかなる姿で展開してゆくであろうか。農村の兒童と都市の兒童はいつ頃から違つた様相を呈し始め、その差異はいかなる方向にいかなるテンポで展開してゆくであろうか。まことに大きい問題であるが筆者は此難しい問題の極く一部分になりともメスを加えて見たいと願つたのである。

對象兒童。農村といつても色々あり都會的環境といつても色々ある。然し研究の便宜上農村は、我々が従來農業期託兒所を開設したりしていくらか親しい關係にあつた東京から郊外電鐵其他で約二時間半の到達距離にある神奈川縣の菅及び細山の兩部落をえらんだ。都市としては東京本所の工場街附近の一地域と、築地の一地域をえらんだ。農村地域はえらんだ子供達の住んでいる地域は大して差異のない地區環境と見ていゝのであるが、複雑な東京の環境にて就は、其環境的同一性を、工場街の地區という點と、比較的まとまつた環境を

構成してゐると思われた築地を選ぶことによつて、何とか獲得しようとしたのである。子供はどの子供でも誕生直後からという譯にいかなくつた。ある子供は誕生直後から、あるものは二ヶ月目からという具合にならざるを得なかつた。

研究方法。研究方法としては、最初は大體日と時間をきめて一ヶ月に二回づゝ研究所附屬の助手其他が子供の家庭を訪問して、一回に三時間づゝ繼續觀察をした。これらの家庭の大部分は人手が多い家なので、觀察者は二人一組を作つて訪問して、一人が専ら觀察記録中他の一人は家の手傳いなどに従事したものである。觀察は一分間目盛りで刻々現われてくる行動の種類と變化を記録した。其後此觀察は一年餘續けられたが、戰爭がはげしくなるにつれて繼續できなくなつた。そして殘念な事には本所の工場地帯其他は戰災で跡方もなくなつて了つた。其處に住んでいた子供達はどうか分らなくなつた。

觀察の結果。終戦後日本女子大學兒童研究所は助手と日本女子大の學生の協力を得て、再び此研究をとり上げてゐる。然し東京では新しい子供をとり上げなければならなかつた

し、農村の子供の研究の方は途中数年間の空白ができて了つた。このような事情でここに御報告する資料は數年前の資料で、都市の兒童として東京都本所と築地の子供十七名、農村の子供十一名の各々月齡五ヶ月の終り迄の觀察結果である。

第一表 研究對象兒童一覽

本 所												地 域				
12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	兒童番號	性 別	環 境	食 事 及 び 食 事 の 方 法	取 扱 ひ
男	女	女	女	女	男	女	男	男	男	男	女		性	環 境	食 事 及 び 食 事 の 方 法	取 扱 ひ
テ ゴミ 環 境 悪 シ	工 場 地 帯	娛 樂 街	一 帯 二 靜 カ	工 場 地 帯	カ レ ー ジ ノ 裏	ゴ ミ ノ シ タ 所	小 工 場 地 帯	工 場 地 帯	近 所 ニ 子 供 多 シ	ゴ ミ ノ シ タ 露 路	工 場 地 帯	工 場 地 帯	工 場 地 帯	工 場 地 帯	工 場 地 帯	工 場 地 帯
母 乳	母 乳	母 乳	母 乳	母 乳	母 乳	混 合	母 乳	母 乳	母 乳	混 合	混 合	混 合	混 合	混 合	混 合	混 合
時 間 的	時 間 的	時 間 的	時 間 的	臨 機	時 間 的	時 間 的	臨 機	時 間 的	時 間 的	時 間 的	時 間 的	時 間 的	時 間 的	時 間 的	時 間 的	時 間 的
寢 カ ス	寢 カ ス	寢 カ ス	寢 カ ス	負 ソ ブ	寢 カ ス	寢 カ ス	寢 カ ス	寢 カ ス	負 ソ ブ	抱 ツ コ	寢 カ ス	寢 カ ス	寢 カ ス	寢 カ ス	寢 カ ス	取 扱 ひ

細		山			菅							築				地													
28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
農	農	農	農	半 商 半 農 地	半 商 半 農 地	半 商 半 農 地	半 商 半 農 地	半 商 半 農 地	農 村 近 郊	半 商 半 農 街 地	下 町 商 店 街	下 町 街	下 町 商 店 街	工 場 地 帯	河 岸 裏	母 乳	母 乳	母 乳	母 乳	母 乳	母 乳	母 乳	母 乳	混 合	母 乳	母 乳	混 合	混 合	
臨 機	臨 機	時 間 的	臨 機	時 間 的	時 間 的	臨 機	臨 機	臨 機	臨 機	臨 機	時 間 的	臨 機	時 間 的	臨 機	時 間 的	寢 カ ス	寢 カ ス	寢 カ ス	抱 ツ コ	抱 ツ コ	負 ソ ブ	負 ソ ブ	負 ソ ブ	抱 ツ コ	抱 ツ コ	寢 カ ス	寢 カ ス	寢 カ ス	寢 カ ス

第一表は子供の性別、家庭所在の環境、食物の種類及び授乳の方法、其他各家庭に於ける子供の取扱方法を示すものである。本所築地の子供が二人を除いてあと全部、殆んどいつ

も寝かされているのに對して、菅、細山の子供の過半数以上が抱っこされたり負んぶされている。授乳の方法も東京の子供が四名を除いて一定の時間々隔をおいて與えられているのに對して農村の子供は三名を除いてあと全部が臨機に不規則的に與えられている。食事の種類は農村側が全部母乳なのに對し、東京の子供の三・四割が混合榮養又は人工榮養であつた。

第二表 兒童の示した行動種類別百分率

項目	地域			
	本所	築地	菅	細山
睡眠	28.0%	14.0%	30.1%	26.8%
平靜	22.6	29.2	20.8	28.6
泣ク	4.5	1.0	5.1	4.9
不快	3.0	9.9	7.8	10.1
笑フ	9.8	7.3	3.4	2.2
喃語	5.6	5.5	4.7	3.7
自發性行動	32.0	45.4	19.4	11.2
授乳	8.7	12.5	12.4	10.5
生物的世話	2.0	2.9	3.1	2.9

第二表は觀察記録せられたあらゆる種類の行動の中、性格に最も關係のありそうな行動の種類をとり上げ、それらの各種類の行動が現われた時間量を全觀察時間で割つて求めた

パーセンテージで、各地區の子供の平均値である。但し此の表中の行動種類の時間は重複しているものがある——例えば笑い乍ら自發性行動を示すなど——ので、其和が百パーセントになるとは限らない。自發性行動とはシャローツテ・ビユウラー女史の定義せるように、一見無目標的な、とくに手足の運動である。また生物的世話とは、此表では授乳以外の、おしっこをさせたり、おしめを取かえたり、着脱衣などの世話を包含するものである。此場合、子供自身の行動というよりも、寧ろ子供が世話をして貰うのであるが、大小便などの事が關係するので此處に包含させた。

表は何を暗示するであらうか。

一、睡眠(但し築地だけ例外)平靜、喃語、授乳、生物的世話の諸項目に於ては、此四地區の子供の間にたいした差異は認められない。

二、然るに「笑う」「自發性行動」の面に於ては、本所築地の二東京地區と、菅、細山の二農村地區の子供の間に平均的に可成りの開きが見出される。此數字通り讀んでいゝとしたら、都市の乳児の方が五ヶ月の終り迄の所では、農村の乳児よりヨリ多く笑うし、ヨリ多く自發性行動を示しているのである。

三、「泣く」「不快的表現」「睡眠」に就ては、本所、築地の兩地區の子供の間にかなりの差が現われている。

四、之れを要するに、右「三」のように本所築地の子供の間にも可成りの開きのある行動面もあるが、(三一頁(つゞく))

保母の問題

副島ハママ

保母は幼児を保育するためには、建物や設備や内容よりも更に大切な環境であるにも拘わらず、この「保母の問題」を幼児保育の關係者や、又保母自身も餘りにも輕視していなかつただらうか。左に掲げる保母の實態調査は、地方講習會に

出かけた機會に、會場の保母を知りたいため行つた調査の中、五都縣だけを選び集計したものである。不備な點も多いが、保母の外廓を知るために、參考になるのではないかと思ふ。

保母實態調査 (第一期保母資格認定講習會による)

道府縣名	調査年月日		對象人員												
	高知	長野	岡山	群馬	東京	無記入	其他	保母助手	保母	主任保母	園長				
高知	合計 %	二、三、四、二、五	合計 %	二、三、七、一	合計 %	二、三、七、八	合計 %	二、三、七、一一	合計 %	二、三、一一、一一	三	三	三	三	三
長野	合計 %	二、三、七、一	合計 %	二、三、七、八	合計 %	二、三、七、一一	合計 %	二、三、一一、一一	合計 %	二、三、一一、一一	一	一	一	一	一
岡山	合計 %	二、三、七、八	合計 %	二、三、七、八	合計 %	二、三、七、八	合計 %	二、三、七、八	合計 %	二、三、七、八	一	一	一	一	一
群馬	合計 %	二、三、七、一一	合計 %	二、三、七、一一	合計 %	二、三、七、一一	合計 %	二、三、七、一一	合計 %	二、三、七、一一	七	〇	〇	〇	〇
東京	合計 %	二、三、一一、一一	合計 %	二、三、一一、一一	合計 %	二、三、一一、一一	合計 %	二、三、一一、一一	合計 %	二、三、一一、一一	二	二	二	二	二

前保母のし			家 族						年 齢								
			女 子			配 偶 者			年 齢								
			學 生	小 學 校 教 員	事 務 員	五 人 以 上	五・四 人 以 上	一・二 人	無 記 入	無 死 別	無 生 別	未 婚	有	無 記 入	五〇 歲 以 上	五〇 歲 未 滿	四〇 歲 未 滿
一一	六	二六				五	四	一〇	三	一〇		四〇	一一	二七歲 七ヶ月			
一五%	九%	三七%	八%	六%	一五%	五%	一五%		六二%	一八%	五人	一人	五人	九人	八人	一人	一人
							一八		一〇六	二〇	二六歲 七ヶ月						
							一二%		七四%	一四%	四人	一人	一人	二人	六人	二人	二人
							二二		一三三	三二	二五歲 十ヶ月						
							一一%		七一%	一八%	一人	六人	七人	二人	七人	七人	四人
							八		五〇	一一	二五歲						
							一二%		七一%	一七%	一人	一人	一人	一人	二人	二人	一人
四〇	一四	六八	三	四	二九	一七	二五	一四	一七一	一四	二八歲 四ヶ月						
一七%	六%	二七%	一%	二%	一二%	七%	一〇%	六%	七一%	六%	一人	二人	三人	五人	四人	五人	二人

資		出身校は()										ていた						
		無	そ	専	保	保	師	高	實	高	無	そ	主	家				
え	元	令	舊	幼		記	の	問	養	養	範	等	科	等	記	の	婦	事
				稚	園													
保	小	の	幼	無	有	入	他	校	所	所	校	女	女	校	入	他	婦	傳
健	學	保	稚	無	有	入	他	校	二	一	一	二	二	二	七	一	二	二
婦	校	母	園	記	無	入	他	校	年	年	部	部	部	部	入	他	婦	傳
二	一	七	四	一	五	五		一		三	八		四	六	七			二
三	二	一	六	二	七	七		二		二			六	九	一			二
			七	二	七								七	三	〇			九
			二	二														
			〇	二														
一	一	八	八	五	八	三		二		六	七	九	四	五				五
〇・五	五	〇	四	三	一	一		一		三	四	五	〇	三				三
	三	一	六	七	一			二		七	一	四	九	五				五
	五	一	八	一	〇			二		一	一	一	六	一				七
	一	三	一	〇	五			二		〇	一	四	一	七				五
四	一	三	一	〇	五	九		一		六	七	六	二	七	二	二	三	五
二	七	一	四	四	四	四		五		六	四	二	九	三	五	一	一	二
			四	四	四			六		九	四	二	九	三	五	〇	一	二
			四	四	四			五		六	三	二	九	三	五	一	一	二

保 母 に な										俸 給		保母としての勤務年限		格			
										人 人		現在の勤務先で年月		他の			
										人から依頼されて		過去の通算年月		看 護 婦			
										所長、学校長、その他の命令		現在の勤務先で年月		そ の 他			
										夫、兩親が宗教家である		現在の勤務先で年月		無			
										夫、兩親その他社会事業家		現在の勤務先で年月					
										夫、兩親など經營者である		現在の勤務先で年月					
										宗教的 信念から		現在の勤務先で年月					
										社会事業に對する使命感		現在の勤務先で年月					
										幼児教育の重要性を考へ		現在の勤務先で年月					
										尊敬する先生に倣つて		現在の勤務先で年月					
										學校の實習又見學により		現在の勤務先で年月					
										二四	一一%	一〇二〇圓	三年五ヶ月	六二	九五%		
										二二	一一%	一〇二〇圓					
										二四	一一%	一三六六圓		一五二	八一%	二	一
										二	三%	一三八一圓	二年一〇ヶ月	六五	九三%	一	一
										二五	六%	二八六八圓	五年一〇ヶ月	一九六	八〇%	一二	一四
										一四	三%	五五四五圓	二年五ヶ月	八〇	五%	五	六
										一八	四%						
										一一	三%						
										一六	一・四%						
										二二	五%						
										六一	一三%						
										二〇	一〇%						
										五五	二七%						
										二〇	一〇%						

東京都保母實態調査 (第二期資格認定講習會による)

保母の母			保母としての勤務年限		家族						平均年齢	調査人員	職名	合計	平均												
事務員	小學校教員	學生	現在の勤務先で	過去の通算	女子五人以上	三、四人	一、二人	無記入	配偶者	無死別	無生別	未婚	有婚	均年齢	員	區分	園長	主任	保母	保母	母	保母	助手	保健婦	合計	平均	
	三	五					一			二	一	八	二	四三歳	一三	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%
	二二%	三九%	八ヶ月	七ヶ月			八%			一五%	八%	六二%	一五%														
一	四	一五			一	二	六	四	八	四	四	二六	三	四五	四五	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%
二	九	三三	三ヶ月	六ヶ月	二	四	一三	一〇	一八	八	八	五七	七	三二歳	三二	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%
三五	七	四七			二	二	一九	一〇	一四	八	一三	九	九	一六四	一六四	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%
二一	四	二九	四ヶ月	三ヶ月		一	一	七	九	五	七	四	五	二七歳	二七	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%
三		一					二				一	一五		一七	一七	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%
一八		五	八ヶ月	六ヶ月			一					九四		二六歳	二六	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%
			八ヶ月	六ヶ月			一			一		一		平均四二	四二	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%
三九	一四	六八			三	四	二九	一四	二五	一五	一七	三	一四	二四一	二四一	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%
一六	六	二八	三ヶ月	五ヶ月			一	七	一〇	六	七	一	六	二八歳	二八	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%	合計	又八%

体	身 出										令閣能幼舊 格資母保の			事たいてしに前			
	無	そ	専問	師範	師範	二ヶ年	一ヶ年	高等	實科	高等	無	有	無	そ	主	家	
十月分の手取り合計(圓)	無	その他	問學校 (中退)卒業	學校二部 (中退)卒業	學校一部 (中退)卒業	年保母養成所 (中退)卒業	年保母養成所 (中退)卒業	等女學校 (中退)卒業	科女學校 (中退)卒業	等小學校 (中退)卒業	無	有	無	その他	主婦	家事手傳	
四、七六八		一	二	一	一		八	一			一	四	八		二	二	一
		八%	一五%	八%	八%		六二%	八%			七%	三一%	六二%		一五%	一五%	八%
二、八二三		一	一	二	五		二二	一〇	一		五	二六	六	三	六	一〇	
		二%	二%	四%	五%		四九%	二二%	二%		一一%	五八%	一四%	七%	一三%	二二%	
二、七一七	三	六	二	一	一		六四	四二	三	七	二二	七〇	九	一八	二〇	二八	
	二%	三%	六%	〇、六%	〇、六%		四〇、六%	二二%	三〇%	四%	七%	四三%	六%	一一%	一二%	一七%	
一、九四六	二	四					二	七	二	一〇	六	一	四	一	一	七	
	一一%	二二%					一一%	四四%	六六%	五九%	三五%	六%	二二%	五%	五%	四四%	
三、九六〇		二						一		二							
		一四	四	四	六		三六	六〇	四九	三〇	一〇六	一〇五	二二	二四	二九	四六	
二、八〇〇	三	六	六	一	二		三九	二五	八	三	一	四	九	一〇	一二	一九	
	一%	六%	六%	一%	二%		三九%	二五%	八%	一二%	四四%	四四%	九%	一〇%	一二%	一九%	

機 動 た つ な に 母 保													給				
偶	何か一つの資格を	生 活 の た め	婦人の職業として最適	結婚後の育児實習	ピアノ、音楽が好き	自分の性格に合っている	特に子供好き	尊敬する先生により	社業に對する使命感	宗教的 信念から	両親、夫が經營者	両親、夫が社會事業家	課長、校長、所長	園長、校長、所長	人から依頼されて	人 の 勤 め	希 望 俸 (給圓)
然	一	一	三		一	四	七		五		一	二	三	二	三	一	八、一六四
	二%	二%	九%		二%	一六%	二一%		一五%		三%	六%	九%	八%	九%	二%	
六	五	三	一〇	一	六	一三	一二	一	一〇	五	三	二	一	二	一	五、六五六	
七%	六%	四%	一二%	一%	七%	一五%	一四%	一%	一二%	六%	四%	二%	一二%	二三%	一二%		
二	一	一	二	一	一	三	四	一	三	一	二	八	一	五	二	五、三〇六	
七%	四%	四%	七%	三%	六%	一〇%	一六%	三%	一三%	四%	一%	二%	五%	二%	七%		
二	二		二	二		一	四	一	八	六				五	三	四、六六七	
六%	六%		六%	六%		二	一	二	二	一七%				一四%	八		
																五、五〇〇	
二	二	一	三	一	二	四	六	一	六	二	一	一	八	一	二	五、五四五	
九	一	五	六	三	五	八	九	二	一	二	六	二	八	四	五		
七%	五%	三%	八%	三%	五%	一一%	一四%	三%	一四%	五%	一%	三%	二%	三%	六%		

望希るす對に會社				事るいてつ困で育保際實							來				將		
無	そ	事業えの理解	保母を尊敬	無	そ	經營に關して	特殊な子供	家庭に對して	保	保	無	結婚しないで働く	結婚しても働く	結婚まで働く	長く働く	無	そ
記	の	他	入	記	の	他	入	入	方	資	記	入	入	入	入	記	の
入	他	七	七	入	他	九	五	七	法	村	入	入	入	入	入	入	他
		七三〇%	七三〇%			九二四%	五三三%	七一九%	八二二%	八二二%	六四五%	一八%	一八%	一八%	四三一%		
二	九	二二	二四	三	八	二〇	八	一五	一二	二八	六	四	八	二二	二	一	
二%	一一%	二六%	二九%	三%	八%	二二%	八%	一六%	一三%	三〇%	一四%	九%	一七%	四五%	四%	一%	
四三	一一	六三	五五	四四	一〇	二一	三四	四〇	五〇	六五	二四	二八	一八	三三	六一	四	
一九%	五%	二九%	二五%	一七%	四%	八%	一二%	一五%	一九%	二五%	一四%	一八%	一一%	二〇%	三七%	一%	
五		三	六	一	四	四	四	六	一	六	二	一		一	一三		
二三%		一四%	二七%	四%	一五%	一五%	一五%	二三%	四%	二三%	一一%	六%		六%	七七%		
二				二							一			一		二	
五二	一〇	九五	九二	五〇	二二	五四	五一	六八	七一	一〇七	三九	三四	二七	四一	一〇〇	九	
一五%	六%	二七%	二六%	一一%	五%	一二%	一二%	一六%	一七%	二六%	一六%	一四%	一一%	一七%	四二%	二〇	

保母 五、二四一人

保母の年齢

(第一期資格認定講習會による)(未報皆縣、東京、静岡、滋賀、未報施縣、大分の四縣を除く)

年 齡	人 數	百 分 比	年 齡	人 數	百 分 比	年 齡	人 數	百 分 比
二〇歳未満	七六四	一六、四%	三〇歳未満	一〇三三	二二、二%	四〇歳未満	一三二	二、八%
二五歳未満	一六七〇	三五、八%	三〇歳未満	三七八	八、一%	六〇歳未満	二四	〇、五%
三〇歳未満	六六五	一四、二%	五〇歳未満	三七八	八、一%	六一歳以上	四六六	一〇、〇%
四〇歳未満	一〇三三	二二、二%	六〇歳未満	一三二	二、八%	合 計	四六六	一〇、〇%

この表で見ると、二十五歳未満の保母が約五二%であつて、若い女性が多いと云うことがわかる。又中堅層の年齢の人が少ないことはいさゝか淋しい氣がする。五都縣の調査によると、平均年齢二十六、七歳になり、東京都は保育所以外の

兒童福祉施設(兒童相談所、乳兒院、看護施設、教護院)の保母のカードが三七%含まれている關係で、平均年齢が多くなつてゐる。

東京都保母平均年

職 務	公 立	國 體 立	私 立	平 均
園 長	三六歳	五八	四一	四三
主 任 保 母	三〇	三七	二七	三二
保 母	二六	三〇	二八	二七
保 母 助 手	三一	二〇	二五	二六

東京都の公立保育園の園長は全部女性で、平均三十六歳は頼もしい。これは外の職場では珍らしい事柄で、婦人職業として保母に一つの方向を示すものと思われる。

保母の身の上
保母の約七〇%は未婚者で、五都縣大體同じ數字であることは非常に面白。

勤務年限の短いこと、保母の前にしていたことなどは、戦時中の疎開、保育所の閉鎖などに関係があると思われる。

保母の俸給

これは第一表、第二表に見る通り、非常に差がある。

東京都保母俸給平均

園	長			主任			保母			保母助手		
	年齢	勤務年限	俸給	年齢	勤務年限	俸給	年齢	勤務年限	俸給	年齢	勤務年限	俸給
公立	三六歳	五ヶ月	五六六〇圓	二九歳	七年四月	三二八〇圓	二六歳	三年	三一一八圓	三一歳	二年八月	二八五七圓
團體立	五八歳	九ヶ月	三七二〇圓	三七歳	二年	二六一二圓	三〇歳	四年	一八一九圓	二〇歳	四月	一五〇〇圓
私立	四一歳	二ヶ月	五五四〇圓	二七歳	九一年四月	二一八一圓	二八歳	四年九月	一六八二圓	二五歳	一年三月	一四七六圓

希望俸給は、全體に少く、東京都の場合、平均五、五四五圓になつてゐるが、参考迄に官吏の俸給をつけ加えると、東京都の調査日十一月十一日頃、官吏は七三〇〇圓ベースを要求していたが、東京都の保母（平均年令二十八歳勤務年限六年の人）と同じ程度の人、手どり三〇〇〇圓位給與されてゐる。

保母になつた動機

この動機の欄で大體保母の性格は分ると思われる。この中、一番面白いのは「尊敬する先生によつて」という欄の數字である。人が人をつくるのが保育である。そして、眞の人が、人を呼ぶ。一人の保母が使命感と自覺を持つて、仕事に邁進する時に、初めて保育事業も建設されてゆくのである。

實際保育で困つてゐる事

保育に對しては、長く働くいう人が四二、結婚しても働くという人が一一%、結婚しないで働く云う人が一四%もある。この熱心なる保母が、實際保育で困つてゐること、社會に對する希望、政府に對する希望は、表で見られる通り、殆ど共通してゐることが多いのである。

このような保母の問題を一體誰が解決するか、これは今日幼児のことを思い、明日の日本を憂うる、そして兒童問題に關係する私達の前に與えられた新しい課題であると思う。そしてその問題を詮議し、又解決の方法を見出し、解決への道を進むために一同よりよき團結を致し努力を拂ひましょ。

女學生の保母觀

森 協 要

この調査は女學生が保母とゆう職業をどう考えているか、卒業後保母になる事を希望しているかどうかを調べようとしたものである。

先ず女學生は卒業後就職を望んでいであらうか、私の調査では六〇%の者が就職を希望している。その就職希望の理由は、その主なものは大別して四つに分けられる。經濟的理由、修養のため、道德的義務、自己の力を發揮する爲である。經濟的理由は全體の四一%であるが、その中では經濟的獨立を得るためというのが一番多く、家計の助けがこれに依つてゐる。修養のためは三五%で、その中で社會を深く知るためとゆうのが壓倒的に多く、健全な社會人になる、自己の修養向上がこれに次いでゐる。道德的義務は約七%で、男女同權である故に女性も亦働くべきであるという考えが一番多く、國家再建の爲とゆうのがこれに依つてゐる。自己の力を發揮するためとゆうのは約七%である。

次に就職したくないものに、その理由を聞いて見る。この場合は、就職希望の者が就職に積極的な意義を認め、その積極面を強張してゐるに對して、就職を希望しない者は、就職

に伴う消極的な面を強調してゐる事が著しく對照的である。その理由の主なものを持たれば、女の仕事がおろそかになるとか、よき家庭婦人になるために役に立たない、或は却つて害があると考えられる方が、就職不希望の理由の中で一番多くて約二〇%を占めてゐる。第二の理由は現實社會は亂れており、職場の環境は悪く、職業婦人に好感を持たぬ故に、かゝるところで働きたくないと考えるもので約十六%、家の手助けをするものが十二%、次は學生生活は時間にしばられた多忙な生活であつたため、卒業後は時間にしばられず、家で落付いて人生を樂みたいと考える者で約十一%である。其の他性格が向かない、更に學問がしたい、親が反對する、身體が弱い等の理由があげられてゐる。

次にどうゆう仕事に就きたいか、その就きたい職業を調べて見るに(一)技術的職業が一番多く約十六%でその中洋裁が壓倒的に多く、タイプがこれに依つてゐる。(二)は會社の事務で約十%、次は教職員(保母を含む)で約七%、その中保母志望は二・六%である。(三)出版、放送等ジャーナリズム志望が約四%、(五)醫療關係が二・六%で、この中保健

婦、看護婦が合計〇・四％、榮養士は〇・二％である。これに(六)研究事務、(七)藝術(音楽、童話、作家)、(八)通譯、(九)社會事業等これに續き、社會事業は〇・六％である。

保母志望は二・六％で非常に少ない様であるが看護婦の〇・四％、榮養士の〇・二％に比較すれば、はるかに多いと言わねばならぬ。

次にそれらの職業を志望する理由を尋ねて見る。例を洋裁を希望したものとれば、女性に適している、身につく、將來生活のためになる、興味がある等の理由があげられ、自分に適していると答えたものは一人にすぎない。職業選擇に適性を考える考え方は、女性に適すと云う答の中に若干は伺えるが、自己に適性か否かの自覺は非常に少ない。ましてこの職業の社會的意義に對する自覺は殆どなく、自己中心に職業を選んでいと云うべきである。これに對して保母志望の者の理由は、小さい子供が好きが壓倒的に多く、純眞な子供を正しく教えたい、社會に奉仕出来る等の理由が少しある。適性の觀念はこゝにも見られないが、その社會的意義、社會奉仕の觀念が見られる。しかしその自覺は未だ低い。これに對して教員を希望するもの理由は、子供を正しく導きたいが壓倒的に多く自分の勉強になる、國家再建に役立つ等の理由も見られ、職業的自覺の程度が保母志望のものよりも多い點は注目に値しよう。

貴方は何になりたいたいですかと聞かれて、保母と答へた者は

既にのべた如く二・六％であるが、これは第一義的に保母を希望しているものである。これに對して、「貴方は保母になりたいですか」という質問に對して「はい」と答へたものは約二十％ある。これは積極的に保母になりたいと云う程でないが、保母になつてもよいとゆう保母シンプであると云えよう、したがつて指導よろしきを得れば保母に養成する事の可能性のある人達である。これに對して「保母になりたくない」と積極的に否定したものは約八十％あり、その數値から伺へば、保母は一應あまり評判はよくないとも考えられようか。保母が若い女性にとつて、あまりアトラクティブでない理由は一應反省の必要があると考えられる。

保母になつてもよいと考える人達の、その理由を分析して見ると、子供が好きだからと云うのが約半分、子供を正しく導きたいというのが約三五％で、この二つが主な理由となつている。こゝでも尙職業的自覺の貧困が伺える。

保母になりたくないと答えた人達の理由は何であるるか、これ等は大別して三つの種類に分類することが出来る。その一つは積極的に保母或は子供が嫌いであるために保母になりたくない者が約四十％を占めている。この中子供が嫌いだからと答へたものが三五％もいる、(子供が嫌い、三五％保母が嫌い、四％、計約四〇％)これは注目に値する數値である。一般に女性に本能的に子供が好きであると考えられ、母性は女性の本性、或は本能であると考えられていた。しかしこの通俗の觀念は改められなければならないであろう。女性

の上に母性を壓しつけていた壓迫が取りのぞかれた、解放された女性は三五%も聲を大きくして子供は嫌いであると叫んでいるのである。母性は本能ではなく、これは教育の結果であるかも知れない事が暗示されている。

第二の種類は全く中性的なもので保母に興味の持てないもので約七%ある。第三の種類は消極的な理由で、積極的に保母になりたくないと言ふよりも保育者としての資格が自らにないと考える内向的な性格である。これが保母になりたくない者の約五十%を占めてゐる。この内容を示せば性格が向かぬ、自信ない、取扱いが下手、體が續かない、忍耐力がない、自分の人格が出来ていない等である。これらの種類に屬するものは、第一や第二の種類に屬するものと異つて、指導し、激勵することによつて、保母志望にも向わしめる事の可能性あるものである。潜在的或は可能的保母志望者とも呼ぶことが出来るか、かくて保母になつてもよいと云うもの二〇%（保母になりたくない者八〇%の中可能的保母志望者五〇%、それ故可能的保母志望者は全體の四〇%）を合せて全體の六〇%は指導よろしきを得れば保母になし得る人達という甚だ保母養成の爲には樂觀すべき數値を示している。

次に幼稚園保母と保育所保母とどちらを擇ぶかと聞いたのに對し、幼稚園保母を擇ぶもの約廿八%、保育所保母約八%（他は無記）となつて幼稚園保母の方に多くの希望のある事を示している。

では幼稚園なり、保育所なりを擇んだ理由は何であるか、

先ず幼稚園を擇んだ理由を調べて見るに、扱い易い(六五%)設備がよい(廿七%)、教育的(八%)となり、大體に於て幼稚園の方が樂であるために擇ばれており、幼稚園がその第一の特徴として誇つてゐる教育的であるということを、その理由としてあげてゐるものが八%しかない事は心細い限りである。

これに對し、保育所を擇んだ者の、理由は、小さい子供に興味がある(二六%)、階級が異り興味がある(一八%)、社會奉仕の爲(一八%)、仕事にしがいがいい(一八%)、貧しい子にながさめたい(一五%)等となり、保育所の子供の方が取扱ひに困難な事は充分承知の上で、さればこそその仕事はやりがいがあるといさみ進まんとする氣迫が見えて、一層たのしい人達であると言えようか。それだけに、これ等の人達が現實に保育所に進んだ時そこに待ちももうけてゐる現實を考え、保育所全般について一層の改善を望むものである。

(この調査は昭和二十三年二月に都市、田舎の舊制女學校八校の五年生四六六名についての調査したものである。)

(三五頁より) ずあることを痛感している。われわれの共同研究によつて、一層完備充實した「保育要領」にしたいと念願するものである。

(昭三三・一一・二二)

幼児の教育年齢の問題

— 第一回保育學會シンポジウム —

一、現行教育法の立場から

司會 倉橋惣三

文部省學校教育局 三木安正

二、児童福祉の立場から

厚生省児童局 吉見靜江

三、心理學的立場から

愛育研究所 山下俊郎

四、醫學的立場から 愛育研究所 齋藤文雄

五、教育學的立場から 城戸幡太郎

司會者——これからシンポジウムにはいります。題目はこゝにある通りで説明を要しないと思います。要するに「幼児の教育上の年令的區分」についてのいろいろの問題であります。例えば就學年令と幼稚園との關係、即ち就學年令一年引下げといったこともあり、更にその就學前についても、幼児

期と一口にいうが、それをいかに區分するのが適當であるか、即ち、いくつまでが托兒所でいくつからが幼稚園といった風のこと、つまり幼児保育の年令區分など、それぞれの問題につき、各方面からの研究討議を進めたいと思います。シンポジウムですから學會全體で討議するのですが、まず各方面の權威ある先生方の御話を順々にうかゞつて、それがすんだ後に、皆様の御討議をいたゞくことにしましょう。まず文部省の三木さんにお話いただきます。

○現行教育法の立場から

文部省學校教育局 三木安正

三木氏——御承知のように學校教育法の中に幼稚園がとり入れられたのは、幼児教育の重要性が認められたからであります。教育刷新委員會では五歳からの幼児教育は義務制にした方がいゝといゝ、文部省關係としても、やはりその方向に行くことはきまつています。しかしいつからそうなるかは現状としてはわかりません。従つて幼児教育を必ず何歳から始

めるべきかについては、時期を限る事は出来ません。教育とは生れた時からの事でありませぬ。そして個人の成長發達の速度にもより、個人差もありますから、一概に限る事もむづかしい。しかし義務制を下へのすばという點では異論はないのであります。

日本では六歳からが就學の年令となつています。これが世界各國では非常に違つています。五、六、七、八歳等いろいろありますが、これらのどれがよいかはいろいろの方面から検討すべきでありませぬ。私個人の考では、幼稚園から小學校へいく年令を六歳にするのは、それでよいのではないかと思ひます。その下はどうするかについては、出来るなら五歳から義務制にしたいと思ひます。しかし、はつきり五歳から義務制ときめる必要はないのです。アメリカに於ては、州がいろいろあつてそれ／＼異つてはいますが、幼稚園の義務制はありませぬ。しかし幼稚園教育が盛であつて、カリフォルニア州では、昨年法律により公立の小學校には必らず幼稚園をおかねばならなくなりました。そこでは四歳半から來てもよい事になつています。しかし來なくてはならないというのではなくて、たゞ入れ物を用意したわけでありませぬ。そして／＼これを作ることによつて實質的には多くの人がいく事になりつゝあります。日本では義務制實施の聲がありますが、この陰に幼児教育關係者の注意すべき問題があります。これはいわゆる天下りによつてわ／＼とやつて幼稚園をめぐらせようというのであるが、それよりも幼児教育を理

解させるという行き方の方がいゝのではないでしようか。現在行われ始めた六三制にしても、實際には中學の三年がいきつまつて校舎や先生の問題のみならず、家庭でも働かず爲に學校をさげ、小僧にでもやりたいという現状であります。これは義務制に違反することになりますが、事實そんな状態でありませぬ。それで幼稚園についても、梓文作るよりも、寧ろ幼稚園の復興を（幼稚園は今、戦前の半分）進めること内容を充實させることの方がさきだと思ひます。又幼稚園と保育所との一元化の問題は、長年の懸案となつていますが、年令や所管をやかましくいうより、お互に競争して作り合うようにして、幼児に教育の機會均等を興え、それ／＼の子供に應じた教育の出来る場所を作つて、幼稚園も保育所も二つになつて行くのがいゝと思ひます。アメリカにもいろいろの施設があります。日本人の潔癖性で、一つにしなければ氣がすまぬといつたりせず、關係者全部が共同するようにするといゝのであります。

それについても大切なのは保母の養成の問題であります。來年から大學が出来て、學藝大學、教養大學、教育學部等が計畫されていますが、どうしてこれらに保母養成のコースをとり入れるかは頭をなやましてあるのであります。その課程はまだ定まつておらず、小學校の先生と同じ教養を必要として、それにたゞ専門的にある課程をとればいゝことになつています。つまり四年の大學を出るのが正式であります。目下二年でも幼稚園の先生になれます。ところがその大學の保

育學を教える先生がいないのであります。大學でありますから相當の人でなければ、大學教授のメンバーとなるのに工合が悪い、そんな人を保育學界から出すという事が大切であります。時間がありませんでこの位にして、大體、私の個人的考えをのべました。

司會者——つゞきまして、厚生省の吉見さんにお願ひしましょう。

○兒童福祉の立場から

厚生省兒童局 吉見 靜江

吉見氏——私は今日の問題の觀點がはつきりせず、見當の違ふ事を考へて参りました。今の御話で、幼兒の教育はいつから始まるのかという組織を問題にされてゐる事がわかりました。子供の仕合せの立場からみれば、今も三木先生の御言葉にもあつたように、生れた時から始まるというのには、皆様が御賛成と思ひます。生れたその日から習慣が反復されてその人の成長、生き方がきまつて來ると考へます。それが適當に、普通に行われれば何も考へないでよいのですが、何か缺陷があると、それが大ごとになるのです。日常の生活に於ても、つまらぬ物でも事缺かぬ時には何とも思ひませんが、その物がなくなつた時、その大切さがわかるようなものです。その意味で子供の仕合せの立場からいうと、生活の環境の整理が何より大切です。それには兒童福祉法にもあります

ように、健康に育つ爲に、健康に生れなければなりません。それは母胎から始まると思ひます。母胎が勿論健康で、しかも母の生活そのものが、體のみならず家庭の精神生活も健全なものでなければなりません。精神的に不安消瘳してゐては生れた子が不健康になります。それから考へると、幼兒の教育は母親の體と家庭の生活から始まるのだと考へたいのです。こんな例もあります。あやされもせず育つた子は生後五六ヶ月でありながら、まるで何の表情もなく、體はなみよりは大きかつたのですが無反應な子供となつていました。それを普通の扱いにする事によつて普通の子に段々ともどつていきました。もつともこの頃には年令的にも反應の出る時代になつていたからではありましたが。そのように生れた時からの環境というものは本當に必要であります。もう一つ、環境が悪かつた爲缺陷がある發達をした例として、この間土佐の國の出來事ですが、啞の人に子が生れました。そこは山の中であり、その子には父がなく、近所もかなり離れていたので人に接する機會も少なかつたのでしよう。近所の人々は啞の子は啞であると大して氣にもとめなかつたのです。その子は四歳まで言葉のない成長をしました。その頃になつてようやく氣づかれ、人々も啞の子は啞であるといつて漠然とした考をすて、普通の言葉を興える事により、やつと普通の言葉の話せる子供になりました。これと同じような例が他にもあります。おじいさんが驚でした。その子には父はなく、お母さんが働きに出かけるとおじいさんと孫文で遊ん

でいました。五歳の時には子供はおじいさんと同じに手まねで發表するようになっていきました。従つて他の子供と遊ぶ事もありませんでしたが、この子も普通の指導によつて言葉も覺え話せるようになって來ました。このように環境そのものに缺けていると非常に困るようになるものです。子供の生れた時から普通に生長出來るよう、環境を作つてやる事は大切な事です。さて、團體施設や幼稚園、保育所へ入れて育てるといふこと、これには何歳からがいゝという一定標準がありましようが、幼い時には成長發達がそれゝ違ひますから、個人差を認めて個別的に扱つた方がいゝでしよう。殊に兒童福祉法にありますように、家庭の環境に缺ける時保育所へあずけて、年令を何歳ということなく、入れて扱うことにしてあります。これは個人差がはつきりとしていますので、それを認めて個別的に扱うということです。子供はよく觀察しないと、その時ゝによつて言つた事の意味が違つています。これは私の孫ですが、例えば小さい子が童謡の繪本をみて喜んでいました。そこにたまゝ「お手々つないで」といふ言葉がありました。子供は手をつなぎたくなつて「手をつなぎましよう」と申しました。しかしこれは相手を認めて手をつなぎたいのではなく、自分の立場から相手がほしいのであつて、グループ的感情が發達してきたという意味ではありません。一年八、九ヶ月位では本當のグループ的指導のなしうる年令になつていゝといへません。同じように子供がまゝを投げる時、相手が必要でまゝをなげているといふ事がわか

ります。この時はグループ的に扱ひうるのです。同じ發達にしてもこのように違ひます。個人差を認めて、それに應じた扱ひをするのは幼稚園でも保育所でも同じですが、組織的に施設に入れて扱わねばならぬといふ時は個別的に扱つてほしいのです。

司會者——シンポジウムといふ物はいろゝの御意見がぶつかり合つて火花を散らす所が面白いのですが、文部省視學官さんと厚生省保育課長さんのお話は、大きな立場からみたらつしやるので、私共の考える仕方とは違ひ、少しも小さいぶつかり合ひがありません。(笑聲)次に心理學的醫學的敎育學的方面から、學問的に十分言ひ争つていたゞけたら面白い、面白いなんて失禮ですが、興味が湧くと思ひます。山下さんにお願ひしましう。

○心理學的立場から

愛育研究所 山下俊郎

山下氏——うまくぶつかり合へませうかどうかわかりませんが、心理學をやつてゐる立場からいつて今までの心理學的な研究をもとにして、幼児の敎育上の年令、區切りの素材を提供したいと思ひます。その意味では吉見さんとぶつかると思ひます。(笑聲)醫學的には後に齋藤先生が話されますが精神的にも身體的にも一つの基準をおいて考へる必要があると考へます。

さて保育年令を考ふるについてはいろいろの年令が問題となりませんが、兒童福祉法でも、生れてから六歳までとなりました。今までは生後六ヶ月とか、一歳とか、いろいろの區別もあつたと思います。次にこれは三木視學官にふれていただきたかつた問題ですが、學校教育法では三歳からが入園する年令になつています。それがどの根きよできめられたか問題です。就學年令は今日六歳となつています。それを五歳にしている國もあります。ところによつてはもつと下の所もあります。イギリスアメリカのナースリイスクールの如きは二歳から五歳までと年令の區別があります。保育要領では二歳から六歳までに一應區切つてあります。これらを考えますと、二歳三歳五歳六歳が問題となります。そこで年令の區切りについて一般的に幼兒の精神發達からしてそれ／＼にどんな意味があるかどんなところに重點があるかを、大いそぎでなで通り、最後にまとめてみたいと思ひます。

ところで、二歳以前はどうでしようか。今の日本の制度では、兒童福祉法に於ては生れてから六歳までですから、これに該當する年令が含まれています。心理學者は一歳までを乳兒期とし、人によつては二歳までを乳兒期と區切る人もあります。運動の發達からみて二歳以前は子供の體を運ぶ全身移動が出来るように、運動能力が完成される時期であります。又感覺の發達から云えば、基礎的には乳兒期であります。知覺感覺をもつとして、長さ重さを比較したり出来るのは、五六歳頃であります。故に二歳以前は此のシンポジウムでは

比較的重點にはならないと思ひます。

まず運動では二歳以前は日本の子供では一年三ヶ月が歩き始めて、凡その歩行運動が二歳までに出來ます。その後大體の運動が出来るようになりますが、例えばその點の資料についてモンテッソリーの塔についてしらべてみます。ポールドウィン及ステッチャーによると三歳代までは極く小さいのでありますが、四歳代になると急に發達します。時間的にも早くなります。又同じモンテッソリーの教具の中に、棹の眞中にボタンがあつて、これをかける仕事がありますが、これをやらせると、三歳代まではまずく、四歳をすぎると發達します。また、全身のバランスをとつて歩く意味で平均臺は四歳から目立つてうまくなり、五歳代六歳位までに非常にうまくなります。こう考えると二歳から四歳までと、四歳以上とが運動に於て區切りとなります。

次に言語の發達で云いますと、これにはいろいろの側面があります。語彙の増加で考えますと、年々幼兒が獲得する言語數の最も多いのは、四歳代の所であります。子供の言葉の發音が赤ちやんの的でなく、ちやんとしてくるのは四歳代に著しく、五歳になると大部分は完全になります。これは愛育研究所の研究で示されています。これで見ると言葉の發達は一歳ちよつと前から現れますが、滿二歳までの品詞の種類に於てあらゆる種類が出て、四歳までにその基礎が出來て四歳以上は話し言葉の完成の時期となる事がわかります。その他記憶とか注意とか精神機能の方面では、記憶は三歳に明瞭な區

切りがあり、抽象的記憶も三歳すぎに始めてなされるようになります。注意力の發達からみると、遊びに對して注意を持續出来るかどうかについても四歳頃に飛躍的發達が見られます。積木、クレヨン、ねんど細工という創作活動、物を作る事については、もともと材料が固形的であると四歳頃から始まり、その他は五歳頃からまとまつて來ます。知的方面から思考力は五歳頃から物の定義が出来る事から見えて一段の發達が見られます。子供の考え方は幼児的特色が七歳頃まで続きます。

情緒の發達から見ますと、二歳から五歳までの間にいろいろの情緒の發達が形づくられるといわれています。

次に子供の社會性については、三歳過ると友達と積極的に遊びたがります。一人遊びのへつてくる傾向は三歳から四歳にいちぢるしいのであります。又大人との關係に於ていわゆる反抗期は二歳から四歳の間であります。次に基本的習慣については二歳から五歳の間に通りの事が身につけられます。いろいろの方面の事をざつと申し上げましたが、これに對する實驗的材料は時間がないので略す事に致します。

これをまとめて考えますと二歳は子供の生活形態の上で一つの區切りとなります。三歳は記憶、社會性で一つの區切りとなるという事も若干なすける事であり、その他精神發達からみて、二歳から四歳までが一つの區切りとなり、四歳以上が又一つの區切りとなります。もう一つ殘る問題は六歳以上七歳代までは幼児的精神構造が續くという事が云われ

ます。制度の上からは幼稚園の年長の子と小學校一年とを一緒にするという問題も出てきます。又描畫に於ける意圖が五歳に出てきます。基本的習慣情緒的發達に於ては五歳が區切りとなります。

さて結論としましては、どこで區切るかははつきりと申し上げられませんが、凡その發達の事實をかんたんにまとめて申し上げただけであります。

司會者——三木、吉見兩先生は個人差が主であるという御意見のようでした。それに對して、山下先生は、それはそうだが一般兒童として年齢により區分というものがあると云われました。醫學的方面からも大いに又検討していただきます。齋藤さんどうぞ願います。

○醫學的立場から

養育研究所 齋藤文雄

齋藤氏——教育という言葉がドイツ語のエルチーフング、即ち子供の心やからだからいゝものを引出すという意味からすれば、教育は生れたその日から始めるべきだと考えます。個人的幼児を對象と考れば年令的なことはありませんが、一定の場所に集める集團的な扱いは何時からやつてよいか、その方面について今日の議題があるのだと思います。結論を言えば、普通に育つてゐる子供なら醫學的立場から見れば三歳以上がよいと思ひます。その理由は、先ず身體的發育の立

場からみると、身長、體重は小さい時程育ちがよい。その育ち方の大きさから言えば、始は大きく、次にぐつと下つて、十歳から又上る。その體重の増加度が一應おちつく始まりが三歳であります。心臓の内容量即ち血液をどの位含むかということになる、五十以上の數を示さないとレザークーパーがなし、即ち一つの力に對する心臓の餘力がないのであります、これが滿二歳で五十になります。又、酸素の消費量が百臺になり、活動力を示すのが二年から三年の間であります。胸かくは、生れたての子供は前後經と横經が全く同じであり、それが横にのびて、だ圓形となります。前後經と横經との差が三年ではマイナス〇・四、四年ではプラス〇・二、四年以上は全部プラスであります。こゝに一つの境を見出すことが出来ます。又肋骨は胸骨に對して、赤ん坊のは直角に ついていますが、これが大人の様に斜に下りて來る完全な時期は三年であります。呼吸器系統、循環器系統のとのうのもこの頃で、赤ん坊の腹式呼吸から胸腹式呼吸へ、更に胸式呼吸になるのであります。消化器系から言つと、日本では離乳がおそいで、滿二年まではその爲の營養障害が残り、體力が出るのが滿三歳であります。又、乳房の出揃うのも三年で、これも何かの參考になりましよう。運動の發達の上で重視すべきは、足の發達で、二歳までは筋肉と關節との結びつきがよわいのであります。赤ん坊は扁平足であり、その土ふまずの脂肪がとれて大人と同じになるのが三歳であります。筋肉の問題でありますか、先に山下先生も話されました通

り、小學校の一二年生までは幼児の中に入れるべきで、私もこれに賛成いたします。體の格好でもお氣つきと思ひますが、小學校の一二年生はいわゆるポットベリーでおなかが大きいものです。二年生と三年生とくらべるとはつきりと差があります。腹筋、内臓の緊張がはつきり出てくるのは、小學校二年の終でありますから、これまでは寧ろ幼児に入れるべきではないでしょうか。又背すいについて見ると、乳兒のは棒のやうに眞直で彈力性、柔軟性があります。これに生理的彎曲が出てくるのは、立ち始めて間もなくではあります、それはつきりしてくるのはやはり三年であります。

睡眠については先刻平井先生からもお話があつたことと思ひますが、三年半を越さないと十二時間以内の睡眠になりません。活動に對する睡眠が十二時間以上になると集團的扱いに無理が出てきます。

内分泌腺の上から、又病氣、營養の上からみても三年後に落着くと思ひます。普通一般の小兒科のわけ方から言へば、新生兒一週間、乳兒一年、幼兒一年以後六年までということになつていますが、内分泌腺の活動期は滿二歳で一區切りつきます。その後、三歳から七歳までの間に變動期を求めめる事が出来ます。更に十歳以上に再活動期があります。又、腦下垂體、胸腺、甲狀腺は子供の發達に關係があります。胸腺は生れてしばらくの間は目方が減り、滿二年たつて生れた時の目方に恢復する。滿十歳までは活動し、その後生殖腺が發達するのでこれにバトンをわたします。新陳代謝に關係ある甲

狀腺の發達は、二年たつてからでなければ活動の速度はおそいのであります。腦下垂體は四―五歳で最も強力なホルモンを出します。

即ち發育、内容の充實、力の量、内分泌腺などの點を考慮しても今までのべてきましたやうに三年がよいと思われません。

結論として、集團的に保育さんが子供を扱うのは、三年以上がよくないかと思われます。いろ／＼御異論もありのことと思ひますが、それは後程お叱りをうけることにいたしたく存じます。

司會者——先程シンポジウムは火花をちらして言い争うのがよいと言いましたが、これは下等ないゝ方でありました。(笑聲)心理學、醫學と夫々科學的な立場からの研究は一致する筈であります。若しそうでなければ我々は體の幼稚園と心の幼稚園とを作らなければならぬということになります。一應落着きましたので安心致しました。それらをひつくるめて次に教育學的立場から城戸先生に御話をお願い致しましう。

○教育的立場から

城戸 幡太郎

城戸氏——教育學的立場から私の考えをお話してみましよう。齋藤先生が今話されましたやうに、教育年令とは一つの

計畫をもつて、即ち一つのカリキュラムを持つて教育を始め得る年令と考えます。

簡単に私の結論を申しますと、計畫的教育をするには目的と方法とをはずきりさせなければならぬ。目的には二つあり、その一つは民主主義的教育、機會均等であり、もう一つは普通教育の義務化であります。この點よりみると、就学前の幼児については、今までの様に經濟的、社會的條件で差別するのはいけない。託兒所と幼稚園は一つにすべきであります。と言つてもいわゆる行政的一元化ではなく、三木さんと同じに、内容の充實と普及とを圖ればよいという意味であります。第二としての普通教育の義務化について考へますと、普通教育の意義、何時から始めるのが適當かなどということについてもいろ／＼御意見がおりと思ひます。私は、普通教育というのは、近代社會人として、共通に持たなければならぬ國民の教養と考えます。そうすると、近代社會人の性格とはどういふ性格か、私は結局近世のデモクラシーの土臺の下に發達した生産主義と、それに伴つた個人主義に對して發達した社會主義の二つの性格であると思ふ。教育はこの近代社會に生活出來る人をつくらねばならない。近代的人間のこの性格を要約すれば、第一に、働く人間であります。ルネッサンス時代はホモサピエンス即ち考へる人間であつた。現在はホモバーレルであります。第二に、他人と協力して働く人間であります。生産の人間であります。第三に、人類の福祉を増進する爲に働く、文化的人間であります。近代人の特

性、任務は、生産的、社會的、文化的、ということでありま
す。そしてこの三目標を達成することが普通教育でありま
す。これを達成する爲にどの年令から始めるのがよいかか問
題となります。その三つの性格を持つ人間を育成するフアク
ターとして三つの教育が考えられます。

その一つは、職業的、技能的、すなわち物をつくり出す生
産的人間を作る教育。二つめは、公民的人間、すなわち共同
生活をいとなむ社會的責任を持ち得る人間を作る教育。もう
一つは、一般の文化的教養を持つ人間を作る教育。この三つ
の教育が何時から始められるかということは、身心の發達の
上に考えられなければならない。

山下先生、齋藤先生の御意見は科學的根據があるのですか
ら、私も認めないわけには行きません。そうすると身體的發
達が完成するのは三歳、その身體的基礎の上に心理的機能、
殊に社會性が發達するのは四歳とみられます。

こゝにカリキュラムを作つてする教育と私が言うのは、つ
まり集團の場合を意味するのであります。家庭から學校教
育へはいるとは、集團的に社會性に基いて教育をするとい
うことであります。教育の社會化というところに、計畫的教育
の本質があると考えられます。その教育の目的を達する方法
は、集團的方法によらねばならず、これをなし得るのは三—
四歳であります。従つて、教育を始めるのは三歳でも、よ
い

が、實際に出来るのは四歳からではないでしょうか。
現在の實際的教育制度からみると、小學校は六歳、幼稚園

は三歳となつています。そこで、幼稚園と小學校との連關を
どうするかについて、いろいろ考え方があると思ひます。ア
メリカの最近の考え方では、身心の發達に基礎をおいて考え
た時には、四歳から學校教育をすべきであると言つていま
す。その結論として、小學校では四歳から十二歳まで、八年
の初等教育が必要ということになります。しかしこれでは
餘り長くなるので、前期四年、後期四年とにわけする必要があ
ると考えるのが合理的ではないでしょうか。日本では、今、
六三三制の三三が問題とされていりますが、却つて我々は六
の方を考えてみなければならぬと思ひます。つまり、これを
八にして、四四とわけなければならぬと思ひます。アメリ
カでも新しい制度では、四四、四四四即ちファイヴフォー
プランが合理的であるとされてきました。我々もこの始めの
四四を研究しなければなりません。今までの小學校一、二年
はむしろ幼稚園に結びつかなければなりません。つまり幼稚
園二年と小學校二年が結びついた四年を計畫すべきでありま
す。ファイヴフォープランとは、最初の四はプライマリース
クール、次がイミディエイトスクール、次がハイスクール、
次の四年はカレッヂ、最後の四年はユニヴァーシティ、とい
う意味であります。私はこの四、四、四、四を合理的と
考え、その最初、幼稚園と小學校との連絡を緊密にしたいと
考えます。

司會者——いろいろとお話を伺つている間に時間がすぎ、
閉會豫定迄にあと僅か十分しかありません。この貴重なる十

分開、貴重なる御質問、御意見をお出し下さい。

兒玉省氏——御話になりました諸先生方の御考えには、食い違ひがあるのではないでしょうか。吉見、三木兩先生は、就學前の集團的教育は何時からでも始めてよいと言つておられますし、齋藤先生・城戸先生あたりは、三歳とか四歳とか言つておられます。然し結局幼稚園なら三歳か四歳、ナーサリースクールならもつと早くてもいいのでしよう。幼稚園兒としての條件と、きまつてのお話であるようでもあり、又はそれ以前の者でもいいというようでもあり、その點先生方のお話が混同されているようであります。然しながら、要は、若し國家が幼稚園兒以下の子供の世話をしてやる必要があるである場合には、そのような子供たちを引受け得る態勢を整うべく努めてやるべきで、三歳にならなければ引受けられないなどという筈はないと思います。條件は、子供の年令如何によつて決定されるべきであります。教育もその年令によつて考慮決定されるべきであります。

次に伺いたいことは、カリキュラムによる計畫教育を以て、小學校教育の特色のように話されましたが、計畫教育はもつと早い時から始められていゝものであります。

次の世代に對する文化の遺産を興うるといふ意味での計畫教育でも、小學校以前の年令に於て始められてよいものであります。もう一つ、幼稚園教育の重大な目標の一つは兒童の社會化でありましよう。しかし、社會化といふことは、畢竟、或意味で平均化を意味します。就學前教育に於て期待す

ることは、個性の平均化を獲得した後、新しい個性の發達を求めめるものか、或は個性の平均化を冒しても、社會化の價値を重要視するものかであります。子供によつて、此等の教育の意義が違ふと思ひますが、これについて諸先生方の御意見を承わりたく思ひます。勿論私は、幼稚園の價値を重要視することに於ては、人後に落ちるものではありません。但し、子供により教育方法と意義とは違ふと思ひます。

司會者——こんがらかつているに對するお答えは。(笑聲)
城戸氏——少しもこんがらかつてはしません。(大笑)吉見

先生も幼兒教育を問題とされましたし、殊に齋藤先生は、はつきりと集團教育の時期の問題を目的として言われました。私は文化材の傳統などとは言わない。カリキュラムをつくるのは、文化材の傳統ではない。文化教育というのは、人類福祉を増加するためにする教育という意味で、傳統を無視するという意味ではないが、軽くみているのであります。

司會者——司會者の權威を以て、こゝでうち切らせていただきます。結論まで行かぬ所に、シンポジウムのいゝところがあゝと思ひます。(笑聲)

兒玉省氏——もう一言。たゞ一言。

司會者——御返事を要求なさいませんか。

兒玉氏——要求いたしません。たゞ一言。今日の議題は、「幼兒の教育年令の問題」というのであります。それは集團教育を問題となさつたかどうか。

城戸氏——集團教育が目的ではないが、(七一頁へつづく)

記 録

日本保育學會記事

心身ともに健かに乳幼児を育成するために、保育に關する種々の問題を科學的に考察し、乳幼児保育を正しい姿で展開する基盤を確立する事は、多年望まれて果し得なかつたところである。ここに我々は基本的な着手として、まず研究發表會としての保育學會を開催し、更に機關としての「日本保育學會」(假稱)を創設する事を企てた。

この計畫を達するために、まず倉橋惣三氏と山下俊郎氏が發起人となり、東京在住の保育學者十餘名を、九月十三日に愛育研究所に招き、日本保育學會準備委員會を開いた。この委員會において山下氏より説明あり種々討論を重ねた結果、日本保育學會準備委員會の主催で、昭和二十三年十一月二十一日に、東京女子高等師範學校附屬幼稚園で、日本保育學會(發表會)を開催する事が決定せられた。

日本保育學會は保育學に關する我が國最初の意義深い發表會として、次の如き次第で行われた。

第一部

開會の辭 山下俊郎
メッセージ G.H.Q ヤイデ女史

第二部 研究發表

一、幼児學校に於ける兩親教育 愛育研究所 村山貞雄

二、小兒期における傳染病の罹病時期と罹病年齢について 日本女子大學兒童研究所 長竹正春

三、幼兒と繪畫 日本女子大學兒童研究所 大森晶子

四、幼兒の時の觀念と童話の關係 東京高等保育學校 久保貞次郎

五、幼兒の睡眠の實態について 愛育研究所 内山憲尙

六、幼兒の遊びについて 愛育研究所 平井信義

七、年少兒保育の方法的問題 東京都兒童課 竹田俊雄

八、「保育要領」批判 奈良女子高等師範學校 鈴木とく

九、都市と農村の乳幼兒の發達の比較研究 第一報 日本女子大學兒童研究所 小川正通

十、骨格と個人差 東京保母專修學校 兒玉省

十一、保母の問題 厚生省保育課 坂内三津

十二、女學生の保母觀について 愛育研究所 副島はま

第三部 シンポジウム

愛育研究所 森脇 要

「幼児の教育年齢の問題」

司會 倉橋惣三

一、現行教育法の立場から

文部省教育局 三木安正

二、兒童福祉の立場から

厚生省兒童局 吉見靜江

三、心理學的立場から

愛育研究所 山下俊郎

四、醫學的立場から

愛育研究所 齋藤文雄

五、教育學的立場から

城戸幡太郎

閉會の辭

倉橋惣三

このうち第一部は午前九時半より、第二部は同十時十分より、第三部は午後二時より行われ、同四時半倉橋氏の閉會の辭をもつて終つた。その發表の内容は前掲の通りである。たゞし坂内氏の分は報告原稿の提出がなかつたので省いてある。尙本學會の聴衆は、乳幼児保育に關する研究者、幼稚園、保育所等で實際保育に従事する人々、その他一般に乳幼児の問題に關心を持つ人々が多數來聴し、その數は三百二十七名に及んだ。その地方別内譯は次の通りである。

東京都一七六 神奈川六四 千葉一七 大阪一四 群馬八 兵庫六
新潟六 岡山三 福島三 静岡三 長野二 山梨二 奈良二
大分二 山形二 愛知一 盛岡一 石川一

又研究發表においても、奈良から小川氏が出場せられるなど、全國的な日本保育學會のさきがけとしてはすかしくないのであると思われた。

閉會後、準備委員と發表者計十九名が集つて、日本保育學會創立委員會を結成した。こゝで他の學會や團體との關係を十分検討した結果、日本保育學會が滿場一致で創立せられた。つゞいてその規約を討議し、別項のような學會規約が可決されたが、特に會員の資格についてはいろいろ論議され、結局「準會員」をおく事になつた。更に、この規約に従つて役員の決定をみたがその氏名は次の如くである。

會長 倉橋惣三

副會長 小川正通、山下俊郎

委員（〇印常任委員） 秋田美子、阿部安二、乾孝、江尻保之助、〇及川ふみ、大西憲明、上村哲彌、城戸幡太郎、功力嘉子、〇兒玉省、齋藤文雄、島津峰眞、莊司雅子、周郷博、〇鈴木とく、副島はま、〇竹田俊雄、土屋まさ、長竹正春、波多野完治、〇平井信義、古木弘造、堀裏、三木安正、〇村山貞雄、森脇要、〇吉見靜江、依田新、會計監査牛島義友

こゝに、日本保育學會は、昭和二十三年十一月二十一日創立せられる事になつたが、本會の趣旨は次の趣意書に示すところによつて明かである。

日本保育學會趣意書

乳幼児を心身ともに健やかに育成するためには、こどもに對する深い愛情とともにその保育に科學的な基礎をもたせなければならぬ。この保育についての、理論的な研究は、これまで我が國に

おいて、ほとんど未開拓の分野であつた。年若い保育學をよく發達させ、正しい姿において、乳幼児保育を展開させるために、わが國最初の研究發表の催しを機としてここに日本保育學會が設立されることになつた。

乳幼児保育の諸問題に關する研究者、幼稚園、保育所等において、實際保育に従事しつゝその理論的基礎を求めているもの、一般に乳幼児の問題に深い關心をもち、こどものたくましい發達をこいねがう人々は、それぞれの立場から、この學會に會員として参加し、學會の目的とするところに協力されることを強く希望する次第である。

日本保育學會の活動は創立後まだ日も淺いが、次期大會の準備、專業計畫の樹立等の外に、アメリカの兒童教育協會 (Association for Childood Education in America) にメッセージをおくり連絡と指導を乞うなど、活潑な活動を見せつつある。(村山貞雄)

日本保育學會會則

第一章 總 則

第一條 本會は日本保育學會と稱する

第二條 本會は保育學の發達を期し、保育の研究に關係のある個人及び團體の連絡をはかり、もつて保育專業の進歩に貢獻する事を目的とする

第三條 本會は前條の目的を達成するために次の事業を行う
一、研究の促進及び連絡

二、共同の調査及び研究

三、大會及び研究會の開催

四、講演會及び講習會の開催

五、研究誌、紀要、その他の刊行物の發行

六、その他必要な事業

第四條 本會の事務所を當分の間東京都港區麻布盛岡町一番地愛育研究所内に置く

第二章 會 員

第五條 本會の會員は次の三種とする

一、正 會 員

二、準 會 員

三、贊助會員

第六條 正會員は保育學の研究に従事するもので本會の目的に積極的に協力するものとする

第七條 準會員は保育に従事しあるいは保育に關心を持ち本會の目的に賛同するものとする

準會員とならうとするものはその旨を本會に申込むことを要する

第八條 贊助會員は本會の目的に賛同し本會に經濟的その他特別の援助をあたえるもので委員會において推薦したものとす

第九條 正會員及び準會員は委員會の決議により規定する會費を納めなければならない

第十條 正會員は總會に於て議決權を持ち大會その他の會合

及び研究誌等においてその研究を發表することが出来る

準會員は大會その他の會合に出席する事が出来る

正會員及び準會員は有償又は無償で研究誌等の配布を受ける事が出来る

第十一條 會員であつて會費の納入を怠りあるいは不都合な行いがあつた場合は委員會の決議により除名される事がある

第三章 役員及び職員

第十二條 本會に次の役員を置く

會長 一名 副會長 二名 委員 若干名

常任委員 若干名 會計監査 一名

第十三條 委員及び會計監査は正會員中より總會におして互選する

この選舉は總會に出席が困難な場合は豫め郵便投票による事が出来る

會長副會長及び常任委員は委員會において互選する

第十四條 會長は本會を統轄し會務を總理する

副會長は會長を助け會長事故のある時は代行する

委員は委員會を構成し重要な會務を審議する

常任委員は常任委員會を構成し委員會の決議にもとずき會務を運営する

會計監査は本會の會計を監査し總會に於て報告する

第十五條 役員は二年とする 但し重任を妨げない

缺員により補充された役員は前任者の任期の残りの期間とする

第十六條 地方における大會開催等のため委員會の決議により委員中より臨時に地方に常任委員をおく事が出来る

第十七條 本會に書記その他必要な職員を置く

職員は會長が行う
職員は常任委員會の命により會務を分掌する

第四章 機關

第十八條 本會に次の機關を置く

一、總 會

二、委 員 會

三、常任委員會

第十九條 總會は本會の最高議決機關であつて正會員によつて構成され、正會員の過半数の出席によつて成立する

但し正會員は出席が困難な場合は豫め議決權を他の正會員に委任することができ、この場合は本人の出席と同じ效果をもつものとする

第二十條 總會は通常總會及び臨時總會の二種とする

通常總會は毎年五月に開催し、臨時總會は會長が必要と認められた場合又は正會員の五分の一以上の請求があつた時に開催する

第二十一條 委員會は總會に次ぐ本會の議決機關であつて、

委員によつて構成され、委員の過半数の出席によつて成立する

第二十二條 委員會は會長が必要と認める都度、または委員の五分の一以上の請求があつた時に開催する

第二十三條 總會及び委員會は會長が招集してその議長となり議事は出席者の過半数をもつて決する

第二十四條 常任委員會は委員會の議決にもとずき會務を運営する機關であつて常任委員によつて構成される

第五章 會 計

第二十五條 本會の收入は會費、事業收入、寄附金及びその他の諸收入とする

第二十六條 本會の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二十七條 毎年度の豫算及び決算は總會の承認を得ることを要する

附 則

第二十八條 本會則の變更は總會の決議によらなければならぬ

第二十九條 本會則は昭和二十三年十一月二十一日より實施する

總司令部ヤイデ女史のメッセーヂ

此度創設されました、日本保育學會に對しまして、御挨拶

申し上げます機會を得ましたことを、誠に嬉しく存じます。

私は永年アメリカ兒童教育協會の會員でありまして、同協會が我々の最も價値ある教育的な機關であると考へて居ります。同協會が開催致しますところの、地方教會、州協議會及び全國協議會に参加し、また同協會の出版物を受けることは、會員の大きな誇りになつて居ります。アメリカに於ける協會は、あらゆる他の團體にもまして、幼兒の要求、及び興味に叶うところの教育計畫を樹立する爲の責任を負つて來て居ります。そして幼兒教育に於ける改善の結果として、もたらされたところの、幼兒の心身の成長及び發達に關する研究を行つて参りました。(中略)

この協會は、單に、幼兒保育に於て、教育の改善を行つただけでなく、小學校第一學年の教育に於ても同じ様に改革をいたしました。ACE(兒童教育協會)のたゆまざる、そして、適切な努力によつて小學校第一學年の教育は、最早や、單なる文學教育をするだけではなくなりました。小學校第一學年の教師達は、子供達を、そのあるがまゝに受け取つて彼等の要求や能力を研究し、そして子供達に、社會的、情緒的、身體的及び知的な發達を充分に遂げさせる爲め、充分の機會を與える様に要求される身になつて居ります。大多數の州に於ては、ACEの努力によつて幼稚園は、正規の初學教育の一部分になり、その就學率を基礎として、一般の小學校を、同様の財政的な支持を受けています、アメリカの兒童教育協會は、姉妹團體として日本保育學會をむかえる事を嬉しく思います。(後略)

ホーリン・ヤイディ

日本保育學會事業計畫

一、第二回大會

第二回大會及び研究發表會を左の如く開催する。

期日 五月二十九日(日曜)午前九時から午後五時まで
場所 東京女子高等師範附屬幼稚園

この大會に研究發表をしようとする會員諸氏は、發表題目、氏名、勤務先を四月二十日まで本會事務所に御達められたい。

二、月例研究會

二月二十日(日)午後一時から三時まで

「我が國に存在した保育的教育法の傳統について」 於愛育研究所 村山 貞雄氏

三月十六日(水)午後一時から三時まで、於愛育研究所 及川 ふみ氏
「自由保育の實踐過程について」 鈴木 とく氏

三、鑒別會

智能検査の實施が強く要求せられてゐる時、本學會は啓蒙事業として會員諸氏のために左の講習會を開く事にした。

「智能検査の技術について」 竹田 俊雄氏

四、講座

新しい保育理念及び實踐の諸問題についての普及徹底を計るために六月には系統的な講座を開く豫定である。

五、會報發行

全國にわたる本學會の會員諸氏と絶えず連絡し親睦をはかるために會報を出す事が計畫せられてゐる。會員諸氏の、状況、保育便り、會員感想等の御投稿を希望する。

六、共同研究

以上の他になほ共同研究の計畫も考えられてゐる。

日本保育學會からアメリカ兒童

教育協會(A.C.E.)へのメッセーヂ

第一回大會開催の折、總司令部C.I.E.のヤイディ女史が、日本保育學會からアメリカ兒童教育協會と連絡交通するよう、そして女史がその仲介の勞をとつて下さるとの厚意ある御申出であつたので、二月三日倉橋本會會長は山下副會長を帶同總司令部にヤイディ女史を訪問し、先般メッセーヂの御禮を申上げると同時に、次の如き倉橋會長からアメリカ兒童教育協會會長宛の書簡を同女史に託してアメリカへ送つて次の事を御願ひした。女史は快く御承諾下さつて、雜誌等を送つて貰えるようあつ旋の勞をとつて下さることになつた。

アメリカ兒童教育協會會長殿

この度日本に於ける幼児教育の研究及び幼児教育に関心を有する有志の者によつて日米保育學務が設立されました事を御報告申し上げます。誠に欣快に存じます。我々は昨年十一月二十一日東京に於て第一回の大會を開催致しました所、全國から三百餘の會員が參集致し、C.I.E.のヤイディ女史からは御懇切なメッセーヂを頂戴致しました。この大會では十二の研究發表が行われ、シンポジウムに於ては五人の提案者を中心として非常に活潑な討論が行われました。第一回大會として非常な成功を収めました。

日本保育學會は、日本に於ける幼児教育の科學的發展の推進力たらんこととして設立されたものでありますが、まだ創設されたばかりでありますので、設立の目的を充分に果すことが出来る爲には、色々と御援助を頂かなければならないと存じます。そこで本會と致しましては、先ず貴會に色々と文通申上げることが御許し頂き、我々に有益な御助言を賜わり、日本の幼児教育進展の爲に御力添え下さるよう御願ひ致し度いと存じます。

我々は將來事情が許すならば、日本に於ける幼児教育者の爲にパンフレットやリーフレットの如きものを出版致し度いと計畫して居りますので、幼児教育に關し、貴協會から色々の資料を頂戴致す事が出来ましたら、誠に幸甚に存じます。現在日本には約二五〇〇の幼稚園と約二〇〇〇の保育所があります。これ等の保育施設は戦前に比べて非常に減少して居り、全國的に育えば該當年齡幼児の一〇％餘が幼児保育の恩恵に浴しているに過ぎない状態であります。日本の幼児保育に關しては、保育施設の普及、保育者の養成と再教育、新しい幼児教育の方法に關する研究等、殘されている問題が澤山あります。

日本保育學會はあらゆる努力を拂つて、この國の幼児教育を科學的研究の基盤の上に打ち樹てようと力めて居ります。將來我々に對して御厚意ある御援助を賜わりますよう。全員一同を代表して私から御願ひ申上げる次第であります。

日本保育學會會長 倉橋惣三

(六四頁より) 計畫的に教育をしようとするには、自然に集團的となり、これを無視することは出来ません。

司會者——だん／＼司會者の權威がなくなりませんが、三木さんが、一言したいといわれますが、皆さんよろしいでしょうか。(拍手)

三木氏——現行幼稚園は、三歳からとなつていますが、それに何か根據があるかどうか、と山下さんが先程おつしやいましたので、それに對して一言申さなければなりません。これは昔の幼稚園令がそのまま残つていて、三歳からとなつていますが、これには、科學的根據はありません。農村とか、地方の人の場合は、幼稚園、保育所、兩方からやつていけばよいと思ひます。例をとれば、盲學校、聾學校の義務制について考えてみても、これらの子は、寄宿舎に入れねばならない爲に、金がかゝります。概して、これ等の人は貧困者が多いため、義務制としても、就學率は低いのです。そのため、生活を援けて上げねばなりません。そこで、寄宿舎を見童福祉施設にしてもらい、二枚看板でやるようにせねばなりません。幼児保育も、これと同じ意味で、現在の段階としては、普及にとめ、普及し易いようにすることが何より大切と思ひます。

司會者——では、これでシンポジウムを終ります。ありがとうございました。

(文責記者)

ままごと用具

模倣遊戯用品



お勝手道具
膳茶 部器

金貳百參拾圓
金百貳拾圓
金百八拾圓

送料
參拾圓

定評ある

保
育
玩
具

玉落し

定價一五〇圓
送料二〇圓

木球を轉がして的に當ると球が
おちる。おちた球には六面の凹所
が六色になつてをり今度何色が出
るかと言ひあてゐるので。幼児の
高級な精神機能の練習になります

砂型

四個入 定價一〇〇圓
送料二〇圓

特に形を數理的見地から研究し
て完全を期しました。形は種々あ
ります。

大獨樂

五個入 定價四〇圓
送料一〇圓

摘み芯棒をつけた木製の獨樂で
す。全部削り出しにしてゐますか
ら至つて丈夫であります。材料は

小獨樂

六個入 定價三五圓
送料一〇圓

特別硬質の木を使ひました。

新案積木

定價一八〇〇圓
送料二〇〇圓

大型の積木で組立式になつてを
り、汽車、自動車等何でも意のま
まにつくれます。

發行所

東京都千代田區神田
神保町二丁目四番地

株式會社

フレーベル館

東京座口報警
番一九六四〇番

観 察 繪 本

キンダーブック

KINDER-BOOK

キンダーブックのフレーベル、フレーベルのキンダーブック——この繪本は餘りにも有名です。發刊以來既に通卷 250 號を發行し、全國の各幼稚園保育所をはじめ、健全な家庭から、學齡前の幼兒に無條件に與へられる代表的な繪本として積々の好評を載いてをります。先頃連合軍總司令部CIEより發表ありましたものゝ中にも、アメリカにおいても類誌のない獨自のものであるとの御言葉がありました。企畫、編集、用紙、着色、製本凡ゆる面に不斷の精進をつづけ、號は號を追つて益々良いものを世に送りたいと努力してをります。次代の日本を背負う愛兒のためのこよなき心の糧であります。

B 5 判・16 頁・月 1 回發行・定價 30 圓・送料 2 圓

責任をもつておすすめするフレーベル館の保育用品

マンテン・クレオン

材料と色を特に吟味して製造したものです。幼稚園用として他に類を見ぬ優秀品。

出 席 カ ー ド

A 5 判一三枚組・定價二五圓・送料五圓
當館獨特の企畫による類例のないもの。園兒の出席を自づと促進するやうな仕組みの特許ずみの製品です。

ぬ ぬ り り 魚 魚 卷 1 卷 2
初 鈴 木 級 壽 雄 澤 井 一 三 郎 級 用 畫 用 畫

自由 畫 帳
各 A 5 判一六枚一冊・定價二五圓・送料五圓
當館獨特の企畫によるメリエです。上質紙使用。

手 技 用 お ざ い く 帳
どこまでも描きよいやうに使ひよしやうにと心を配った畫帖

貼 紙
一冊十二枚・定價二〇圓・送料五圓
切り抜きや折紙をはりつける御子様のもよること美しい帖

五〇枚一袋上質艶紙使用・定價一三圓・送料五圓
色々な形を切りぬいた色々の色どりの紙です。貼りつけると他に子供の最もよろこぶものです。色の種類は八色です。

紙

發 行 所 東京都千代田區神田 株 式 會 社 フレーベル館 振替口座東京 一 九 六 四 〇 番
神保町二丁目四番地